

第八十四回国会 建設委員会 議 録 第 二 号

昭和五十二年三月二日(水曜日)

午後零時十八分開議

出席委員

委員長 北側 義一君

理事 内海 英男君 理事 堀谷 一夫君

理事 野中 英二君 理事 渡辺 栄一君

理事 中村 茂君 理事 福岡 義登君

理事 岡本 富夫君 理事 渡辺 武三君

理事 有馬 元治君 理事 江藤 隆美君

理事 大塚 雄司君 理事 瓦 力君

理事 坂本三十三君 理事 住 栄作君

理事 谷川 寛三君 理事 中尾 栄一君

理事 松野 幸泰君 理事 渡辺 紘三君

理事 井上 泉君 理事 伊賀 定盛君

理事 下平 正一君 理事 吉原 米治君

理事 渡部 行雄君 理事 谷口 是巨君

理事 古川 雅司君 理事 西村 章三君

理事 瀨崎 博義君 理事 甘利 正君

出席國務大臣

建設 大臣 長谷川四郎君

國務 大臣 田澤 吉郎君

(国土庁長官)

出席政府委員

国土庁長官官房 河野 正三君

国土庁長官官房 審議官 紀盛 孝典君

国土庁計画・調 整局長 下河辺 淳君

国土庁土地局長 松本 作衛君

国土庁水資源局 長 飯塚 敏夫君

国土庁大都市圏 整備局長 国塚 武平君

建設政務次官 小沢 一郎君

建設大臣官房長 栗屋 敏信君

建設大臣官房会 計課長 加瀬 正蔵君

委員外の出席者

大蔵大臣官房企 画官 十枝 壯伍君

大蔵省主計局主 計官 西垣 昭君

大蔵省理財局国 有財産審査課長 山本 昭市君

水産庁漁政部沿 岸漁業課長 平井 義徳君

自治大臣官房参 事官 平岩 金一君

参 考 人 南部 哲也君

参 考 人 沢田 光英君

参 考 人 有賀虎之進君

参 考 人 伊藤 直行君

参 考 人 吉田 喜市君

参 考 人 川口 京村君

建設委員会調査 室長

委員の異動

二月二十二日

辞任 瀨崎 博義君

補欠選任 津川 武二君

同日 辞任

補欠選任

同日 辞任

補欠選任

同日 辞任

補欠選任

同日 辞任

補欠選任

同日 辞任

補欠選任

同日 辞任

補欠選任

同日 辞任

補欠選任

同日 辞任

補欠選任

津川 武二君

同日 辞任

井上 泉君

同日 辞任

藤田 高敏君

同日 辞任

藤田 高敏君

同日 辞任

小沢 辰男君

同日 辞任

渡辺 紘三君

同日 辞任

三月二日

辞任

補欠選任

同日 辞任

補欠選任

同日 辞任

補欠選任

同日 辞任

補欠選任

同日 辞任

補欠選任

同日 辞任

補欠選任

同日 辞任

補欠選任

同日 辞任

補欠選任

同日 辞任

補欠選任

同日 辞任

補欠選任

同日 辞任

補欠選任

同日 辞任

補欠選任

同日 辞任

補欠選任

(第八六三号)

同(向山一人君紹介)(第八六四号)

同(清水勇君紹介)(第九一九号)

同(中村茂君紹介)(第九二〇号)

同(小川平二君紹介)(第九七四号)

同(小坂善太郎君紹介)(第九七五号)

長野・富山基幹ルートの公道化に関する請願

(羽田孜君紹介)(第八六五号)

同(向山一人君紹介)(第八六六号)

同(清水勇君紹介)(第九二二号)

同(中村茂君紹介)(第九二三号)

同(小川平二君紹介)(第九七六号)

同(小坂善太郎君紹介)(第九七七号)

尾瀬分水の広域的運用に関する請願(濱野清吾君紹介)(第九七八号)

は本委員会に付託された。

三月一日

東海北陸自動車道の建設促進に関する陳情書

(東海北陸七県議会議長会代表静岡県議会議長柳原清治外六名)(第六六号)

第二阪和国道の早期完成に関する陳情書(泉南市議會議長山内馨)(第六七号)

国道一〇号バイパスの建設促進に関する陳情書(福岡市博多区博多駅前二の九の二八九州商工会議所連合会長磯川五二郎)(第六八号)

東九州縦貫自動車道の建設促進に関する陳情書(福岡市博多区博多駅前二の九の二八九州商工会議所連合会長磯川五二郎)(第六九号)

九州縦貫高速自動車道の早期完成に関する陳情書(福岡市博多区博多駅前二の九の二八九州商工会議所連合会長磯川五二郎)(第七〇号)

高速自動車道の建設促進等に関する陳情書(全国市議會議長会福岡市議會議長松本一外一

名(第七一七号)

国道四三三の緩衝緑地帯早期設置に関する陳情書(兵庫縣議會議長尾弘志)(第七二二号)

道路災害防除事業の整備促進に関する陳情書(奈良縣議會議長西口栄三)(第七三三号)

地方道路公社の経営健全化に関する陳情書(中国五県議會議長會議代表島根縣議會議長松本芳人外四名)(第七四四号)

都市計画の推進に関する陳情書(東京都千代田区平河町二の一六の一四都市計画協会長飯沼一省外四名)(第七五五号)

日本住宅公団の家賃値上げ反対に関する陳情書(所沢市議會議長岡高雄)(第七六六号)

下水道整備事業の促進に関する陳情書(近畿二府六縣議會議長會議代表兵庫縣議會議長尾弘志外七名)(第七七七号)

河川の改修整備促進に関する陳情書外一件(十都道府縣議會議長會議代表静岡縣議會議長柳原清治外十九名)(第七七八号)

河川による水害補償制度確立に関する陳情書外一件(十都道府縣議會議長會議代表静岡縣議會議長柳原清治外十六名)(第七七九号)

中小河川改修事業の促進に関する陳情書(長崎縣議會議長松田九郎)(第七八〇号)

海岸保全施設の整備促進に関する陳情書(十都道府縣議會議長會議代表静岡縣議會議長柳原清治外九名)(第七八一号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一九号)

建設行政の基本施策に関する件

国土行政の基本施策に関する件

○北側委員長 これより會議を開きます。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

建設行政の基本施策に関する件調査のため、本日、日本住宅公団総裁南部哲也君、理事沢田光英君、理事有賀虎之進君、日本道路公団理事伊藤直行君及び理事吉田喜市君に参考人として御出席を願ひ、御意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○北側委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、参考人からの御意見は質疑応答の形式でお聞きすることにいたしたいと存じますので、さよう御了承願います。

○北側委員長 次に、建設行政の基本施策に関する件及び国土行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。塩谷一夫君。

○塩谷委員 今国会の焦点であり、また現在、与野党の争点になっております公共事業による景気回復という大きな問題があります。減税によるか、公共事業による景気回復がいいか、この問題で予算委員会では、もうすでに各党代表がかなり細かく、しかも具体的な質疑をいたしております。これに對しまして福田総理大臣は多少、途中では変化を見せましたが、現在のところは、とにかく公共事業一点張りであるというふうな感じがいたします。その問題も今週いっばいに予算委員会で詰めるようにしておりますし、そこでできなくても日程上、政務会長段階あるいは場合によっては、さらに党首会談になるか、いずれにしても本国会としては、これが大きな政治課題であります。そこで公共事業の主力をなします予算の大半を占めるのが建設委員会、その所管の大臣であります、担当大臣であります建設大臣として、この点については確信を持っておられるものと思ひますので、公共事業が景気回復に占めます効果、そうした点についてお伺いをしたいわけでありま。

要するに高度成長の過程で、社会資本の整備というものがきわめて急速に水準が上がったのでありますが、片や公共事業、特に民間部門の活動が急速であつたのであつて、実際に社会資本の整備としては、公共事業としてはおくれをとつておることは、もう申し上げるまでもない。下水道にしても住宅にしても、あるいは治水、道路等々において非常なおくれをとつたわけでありま。

また事実、数年来の不況で景気は全くの停滞状態となつて民間設備投資等の盛り上がりはもう見られず、毎月、企業倒産が平均一千件を超しているわけでありま。

あるいは鉄工業の生産等についても急速に低くなつておる今日、何として国民経済の景気回復をしなければならぬ。それについて最初、申し上げましたように、公共事業をもつて充てるという自由民主党の姿勢であります。これについて担当大臣として、公共事業こそ、この景気回復に大きな効果があるんだということについての確信のあるところをお伺いしたいと思ひます。

○長谷川國務大臣 冒頭に御指摘の公共事業の推進によつて景気の回復を図ることだ、私たちも、その方が最も優先し、御指摘のとおりであらうというふうな考へております。特に先日来、総理府の調査によりまして、公共事業と同額のものならば、少なくとも公共事業の方が一・八五、一方は〇・七八という数字も出ていますことをごさいます。私たちは、この方が景気浮揚というふうな点については効果をもたらすものであるというふうな確信を持っておるものでございませう。したがって、民間投資を刺激して、そして雇用の拡大を図る、その効果もまた相当大なるものがある、こういうふうな今後、自信を持って公共事業に邁進をする、こういう考へ方でございます。

○塩谷委員 そこで、ただいまの自信ということでありま。

○塩谷委員 具体的に公共事業がどういう現状であり、また事業別に資材費、労務費その他用地補償等々の区分割合について、どういふふうな状況になつてゐるかを御説明願ひたい。

○農林政府委員 お答え申し上げます。

五十二年度の建設省所管の公共事業関係費でございますが、国費で二兆九千四百八十七億円でございませうが、これが事業費になります場合には、地方の負担、公団事業につきましては財政投資、自己資金等それが加算をされますので、事業費といたしましては六兆七千二百六十六億円でございませう。

いま、お尋ねの、この事業費が労務費、用地補償費、資材費等に、どういふふうな配分をされておるかということでございますが、予算上は、これらの区分はされておるけれども、過去の実績等に照らしまして推計をいたしております。

それによりますと、公団を含みます直轄事業につきましては、労務費が四千三百七十五億、用地補償費が八千六百三十六億、資材費が一兆九千四百十五億、合計、事業費として三兆二千四百二十六億でございます。

補助事業でございますが、労務費が六千四百七十四億、用地補償費が八千二百六十四億、資材費等が一兆九千八百六十二億、事業費として三兆四千六百億でございます。

これを合計いたしますと、労務費が一兆八百四十九億、用地補償費が一兆六千九百億、資材費等が三兆九千二百七十七億、事業費合計六兆七千二百六十六億でございます。

全体につきまして労務費等の占める比率でございますが、合計だけで申し上げますと、労務費が一六・二%、用地補償費が二五・二%、資材費等が五八・六%というふうな相なつておる次第でございます。

○塩谷委員 そこで、ただいま予算の区分というもの、そのとおりになつておりますが、公共事業、一口にその説明はわかりま。

公共事業、一口にその説明はわかりま。

公共事業、一口にその説明はわかりま。

公共事業、一口にその説明はわかりま。

公共事業、一口にその説明はわかりま。

公共事業、一口にその説明はわかりま。

公共事業、一口にその説明はわかりま。

公共事業、一口にその説明はわかりま。

公共事業、一口にその説明はわかりま。

公共事業、一口にその説明はわかりま。

公共事業、一口にその説明はわかりま。

公共事業、一口にその説明はわかりま。

公共事業、一口にその説明はわかりま。

公共事業、一口にその説明はわかりま。

公共事業、一口にその説明はわかりま。

公共事業、一口にその説明はわかりま。

公共事業、一口にその説明はわかりま。

○票屋政府委員 いま、お尋ねの波及効果、これは乗数効果であらわしてみたいと思いますが、これにつきましても、いろいろな計量モデルがございまして、経済企画庁の短期パイロットモデルによりまして、一の公共投資をやれば一・八五倍の乗数効果があるとされております。さらに京都大学では二・二倍、電力中央研究所のモデルでは一・九五倍、日本経済新聞社のニーズモデルでは二・三三倍というふうになっておりますので、先ほど申し上げましたように六兆七千二百六十六億と、この公共投資を行いましたが、約十二兆から十三兆の波及乗数効果があるというふうに考えております。

○塩谷委員 そこで公共事業に対して、これだけではだめだという論がありますね。これに対して私どももうなずける点は、公共事業遂行に当たって、たとえば五十年、五十年、現在の進捗状況、そういった点はどうかという点です。

○票屋政府委員 五十年の進捗状況を見てまいりますが、本年の一月末の進捗状況を見てまいりますと、直轄で九〇・八％、補助事業で八八・六％、公団事業で八一・三％、これを合計いたしますと八六・六％でございます。

なお、補正予算を先般、成立させていただきしたので、当初予算の執行促進はもとより、補正予算の執行促進についても特段の努力をいたしたいと考えております。補正予算成立後、直ちに事務次官通達を出しまして、各事業主体に対して事業の完遂を目指すように指導をいたしておるところでございます。いまのところの予測では補正予算は少なくとも一〇〇％は達成をいたしたい。それから当初予算を含めまして、昨年は大体九八％くらい達成をいたしておりましたが、それに四敵する数字は、ぜひとも確保したいということ而努力をいたしておる次第でございます。

なお、五十二年予算につきましても、要するに公共事業を切れ目なく行うことによりまして着実に景気回復を図るというところは最も肝要であると考えますので、五十二年予算につきましても

先ほど申し上げましたように執行促進を図ります。五十二年予算につきましても、成立前にいろいろな諸準備を行いまして、成立をいたしたならば直ちに予算の令達ができ、かつ早期に発注ができるように努力をいたしたいと考えて、現在その準備を進めておるところでございます。

○塩谷委員 遂行状況のパーセントを見ますと非常にいいわけですが、その中で、われわれが常識的に懸念している問題がだんだん出てきて、過剰ややり同僚議員からも質問がありました。用地補償という問題が一番難関ではなからうかと思っております。そういう点において事業内容について顕著に、この用地補償で、こういう点がどうしても打開できないとか、あるいは硬直状況にあるとか、そういう事例が何かございますか。

○票屋政府委員 いま具体的な事例を持ち合わせておりませんが、五十年の予算の執行につきまして先般、公団長会議あるいは地方建設局長会議、土木部長会議等を招集をいたしまして実情を聴取をいたしたわけでございますが、若干、用地補償が未解決なものがあることは事実でございます。そういうものが繰り越しの一つの原因になるのではないかと思います。先ほど申し上げましたように全体として見ましたならば、補正予算を含めまして九八％は執行できると考えておる次第でございます。

○塩谷委員 非常にパーセントのいいことは安心しておりますが、その中で、よく言われております問題で、たとえば土木工事等にしましても、こういう不況の中ですら自由経済では自然現象、当然だと言われているけれども、何と云っても大企業の進出はもう大変なものであります。そういうものが地方の自治体にとり込んで、きつて、わずかなものでもとっていくという状況で、地方の中小業者は倒産の件数にも入ると同時に行き当たりばったり、全く、どうにもならない。それが系列化という形へ入っていくならいけれども、もう節度もなければ何にもない。とにかく仕事さえあればということで、大変な出血どころの騒ぎじゃなくて、見るに耐えかねるような状況がある。そういう意味からいって、これはもう、きよう始まったことじゃありません、前から言われていたことであります。やはり地方の中小企業に対する努力なり、あるいは行政指導というものをやっておられるのかどうか、そういう点を伺いたい。

○票屋政府委員 先生御指摘のように、中小企業者に公共事業の仕事をやっていた面が相当多いわけでございます。そういうことで中小企業の受注機会の確保につきましては、昨年二回、ことしも補正予算成立と同時に事務次官通達を出しまして、事業者に対して周知徹底をさせていただいております。

中小企業者の受注の確保に関する法律に基づきまして毎年度、中小企業者の受注機会の増大を図るための方針を閣議決定しております。目標を設定いたしておるわけでございます。五十年の閣議決定された目標は、建設省の場合、工事だけをとり見ますと二七・九％の受注機会の確保しようというところで閣議決定されておりますが、上半期の実績を見てまいりますと三四・七％でございます。目標をはるかに上回っておりますわけでございます。下期も同じ傾向で推移をいたすだろうと考えております。

さらに先生御指摘の、中小企業の受注機会の確保を図るのには、中小企業の数、建設業全体で何しろ四十万を超える状態でございます。過当競争で、それが倒産の原因になるというふうなことの御指摘であらうかと思っております。それにつきましては積算上は適正な積算を組んで発注をいたしておりますので、発注の側からする、そういう問題はないと思っております。

なお、中小企業者の指導につきましては、協業化、協同組合化を図る等によりまして、その体質の改善に努力をいたしておるという状況でございます。

○塩谷委員 もう一つ、さっきの用地補償に関連

することでありまして、一つの例を申し上げますと、たとえば下水道。下水道がおくれおります。各自治体からも要望が大変強いわけでありまして、おかげで五十年計画もできて予算化は一応、順調というところになっておりますが、その遂行に当たって現場で事業団とか、あるいは県に委託しております。その場合に、まだ下水道局もないと同じように、地方で土木部の中に、これだけのスタッフを持たない、そういう脆弱性があらわれておるものか、あるいは現場で説明不足といえますか、汚水についての一部科学者等の反対が全国的に起こります。それに対して明快な答弁のできない現場が多い。それがそのまま今度は民衆に訴える住民運動になって、理由はともかく、この下水道は反対だという旗を上げるというふうな現場が、あちこちに出てきておると思っております。

これは一つの例であります。反対に対して、もう政府もう聞く耳を持たない。反対に対して、もう政府で決まったのだ、これだけのことはやるのだというところで押しまくっているという姿勢で、自信のないままに数々の質問に対して答弁ができないう。そういうままに市長なり、あるいは周辺の議長なり相変わらずの姿勢で、これを押し切ろうという点があります。私しろとでありまして、聞いてみて、このくらの答弁はしなくてははいかぬ。たとえば工場汚水等の問題、そうした水質保全等の問題について、どこがネックになっているかというところについて全然説明をしていないやうなところがある。末端といえますが現場の役所にある。そういうものは、すればできるのに避けて、じんぜん日を送っている。そして反対運動はどんどん広がっていくというふうな姿が、ありますが、何か大事な時点で正確な説明をしてやれば何のことはないというのに、役所関係がそれを怠る、逃げようというふうなことが、せつかくの公共事業が進んでいないというふうなことが、そういう点で、もう少し末端まで組織的にも、また指導面でも、していかないと大きなロスが出るのじゃないかと

いかというふうに考えますので、お願いいたします。

○中村(清)政府委員 お答え申し上げます。
下水道のお話が出ましたので例を下水道にとつて申し上げますと、御承知のように下水道事業は都市計画決定をいたしまして都市計画事業として執行いたすわけでございますから、都市計画法の手続によりまして意見書の提出であるとか、あるいは公聴会とか、こういった手続をとりましてやっております。一応その段階で意見を反映する。最後は反映した結果を都市計画決定をする、こういう手続になっております。

現地の方で具体的に、どういうふうになっておるかという問題でございますが、いま先生から組織のお話が出ました。たまたま下水道局というお話も出ましたが、都道府県の組織につきましては大体、都市計画課でやっておりますところが多いのでございますけれども、最近、下水道が非常に大事であるということで、下水道関係の課を分離させてつくるといふ傾向が相当あらわれてまいりました。各府県のうち大体半数ぐらいの県において下水道課なり、あるいは公園下水道課あるいは、そういう室ができておると思っています。

そこで、御指摘がございました反対運動等に、どういふふうに対処するかということでございますが、冒頭、申し上げましたように都市計画決定の段階で、できるだけ、そういう意見を吸収して計画決定をするということでございます。それから、特に反対といふことで問題になるのは、あるいは終末処理場あたりの建設位置の問題であらうかと思ひます。二、三そういう問題がないわけではございません。したがって、そういう問題につきましても、できるだけ適切に対処するように、私どもは県あるいは市を通じて指導をしておるところでございます。

○塩谷委員 公共事業につきましては、どうか大臣、特に景気回復という文句がありますから、また現実、それが政府としても唯一の景気回復の策です。したがって、少なくとも上半期に集中するような事業遂行については徹底的にスピ

ードアップしていただきたいということをお願いいたします。

○長谷川国務大臣 五十一年度の分も先ほどお話し申し上げたとおりであり、それから補正も大体九〇%以上はいける。したがって、五十二年予算につきましてもは早期発注をする、こういうことである。手前は、予算は通してもらえるものなりという考え方の上になつて発注をする段取りはしております。ただ、まだ議会を通つておりませんから、通つ次第発注するということになっており、万全を期しておりますから……。

○塩谷委員 次に、治水について伺ひたい。とりわけ最近の激甚な災害は大変なものであつて、お互いに災害対策に追われるわけでありまして、昨年の十七号台風だけでも八千五百億円という推計が出ております。したがって、これらに対する対応策。並びに生活用水初め水の需要は大変高まつております。これについて従来は、特に生活用水は都市であつたのであります。地方においても非常にそういう緊迫状況が出ておるわけでありまして、治水施設の整備を初めとして治水対策に対する基本的な考え方あるいは治水対策に対する考え方について質問をいたします。

○長谷川国務大臣 御指摘のとおり水の重要性は、このごろは特に各地において運動も開始されておりますし、国民みずから水を大切にしようという運動が起つて、この水の問題をどういふふうに対処するべきかという問題が起つてきておる。六十年度になつたとき現在の水量で十分かどうかというところになると、現在においても、まだ、それを満たすだけの充実したものであると自信を持ってお答えすることはむずかしいのではないだろうかという立場にもあります。したがって、さらに今後二十年、三十年将来において水の重要性がいろいろあるものから、経済団体においても先日来この水の問題を、節水運動をもう少しやったらどうかという話も出ておりますし、省内にお

きましても、もう少し節水運動を中心に、水を大切に使用してもらおうではないかというような協議会という委員会をつくりまして、省内だけでも、いろいろな面において検討を加えようじゃないかという段取りができておるところでございます。したがって、ただいまの水の問題は緊急に、将来、水不足といふことのないように体制を整えてまいるつもりでございます。

○塩谷委員 治水五カ年計画もまた今回、延長のお願いを出すわけでありますが、いま大臣がおっしゃつたような精神的な一つの運動あるいは通りの計画といふことでなくて、本当に具体的に、日本の水はどれだけの必要になり何年後にはどうするのだといふことについて、局長から、もう少し正確な見通し並びに計画があつたら知らせていただきたい。

○梅野政府委員 お答えいたします。

まず、水需給の現況でございます。昭和五十年現在の水の総需要量は八百七十億トンでございます。そのうち河川に依存しておる量が六百六十億トンでございます。この六百六十億トンのうち四十億トンは渇水時には取水できないという不利な用できない、いわゆる暫定豊水水利、河川に水が多いときだけ使えるといふことで賄つておるわけでございます。したがって現況においても非常に不安定な状況でございます。

それで今後の水の需要供給の問題でございますけれども、生活水準の向上あるいは経済社会の発展に伴ひまして、今後とも水の需要はますます増大していくといふふうに予想されます。しかも最近、地盤沈下の問題が大きく出ておる。地盤沈下を防止するために地下水を河川水に転換する必要も出てきておるわけでございます。こういうことから河川水への依存度がますます増大しておる実態でございます。

このような状況におきまして、昭和五十一年から昭和六十年の間に必要となつてくる川の増水を推定いたしますと、約二百億トンというのを新たに川の水を開発せねといけないといふことで

ございます。したがって、このような水需要の増加に対処するために、まず多目的ダムなどの水資源開発施設の建設を積極的に推進するというのが第一でございます。それに水需給逼迫地域それから地盤沈下地域におきまして下水処理水の再利用、これは新年度から新しくやっていきたいと思つております。再利用等のほか、今後とも水資源の合理的、効率的利用を図る施策を含めて実施してまいりたいと考えております。

第五次治水事業五カ年計画におきましても計画的、重点的に水資源開発を実施していきたい、そのうして先ほど大臣も言われましたけれども、水の節水あるいは水の高度利用等、総合的な水資源対策を推進してまいりたいといふふうに考えております。

○塩谷委員 ちょうど三十分ですから模範的に、この辺でやめておきます。

○北側委員 福岡義登君。

○福岡委員 まず、不況対策について要望したいのでありますが、不況対策の全般論につきましてもは予算委員会でも十分議論されておりますから、ここでは建設業の倒産実績に対して今後の対策を考えていただきたいという意味で要望するわけであります。昨年一月から十二月までの一年間の建設業の倒産実績を見ますと、帝国興信所の調べで四千二百八十二件の倒産件数が出ておるわけであります。その内訳を見ますと圧倒的に中小零細業者が多いわけでありまして、個人の倒産件数が八百十五件、法人で資本金百萬元未満が二百四十四件、百萬元から一千万円までが二千八百七十七件、最も多いわけでありまして、一千万円から五千万円までが三百九十五件、五千万円から一億までが七件、それ以上が四件、こうなつておるわけであります。資本金五千万円以下の倒産が全体の九九・八%になつておるわけでありまして、五千万円以上の資本金の倒産は〇・二%でしかないわけでありまして、決定的に中小零細業者の倒産件数が多いわけでありまして、そこで今後、不況対策の一環として、これらの中小零細業者対策を重点的に考えて

○長谷川國務大臣 四十七年と、それから四十八

○福岡委員 業界自身が自粛をしていく、みずか

いたしまして十分、参照させていただきたいと考

八十ヘクタールに及んでおるわけでございました

て、何十億という膨大な金利がこれにかかっておるわけであります。常識では考えられないというように私は思うのであります。推測の域を出ないかもしれませんが、住宅公団には優秀な役職員がいっぱいいる、そういう方々が宅地用地を買収されるわけでありますが、一定の見通しを持って用地は取得されておると思うのであります。にもかかわらず家が建たぬということになりますと、そこに何らかの問題がある。一つは、住宅公団の立場から考えては宅地としては適当でないと思う、しかし、どこからか何かの關係で取得をせざるを得ないというようなものも、この中に含まれておるのじゃないか、こういうふうに思います。一体どういうことで千五百ヘクタールもの膨大な土地が遊休地として手持ちになっておるのか。次の質問もありませんから、ひとつ簡単に答えていただきたい。

○南部参考人 お答えいたします。

千五百ヘクタールの遊休地につきましては、住建部門の十四団地というのは、遊休と言っているのは三年以内に着手ができないという団地を挙げてございます。それから宅地開発部門では、五年以内に着手ができないというものを長期保有、このようにして表に出してあるわけでございます。

これらの問題につきましては、経済の変化あるいは人口抑制あるいは他の公共施設との関連、たとえば先ほど例に挙げられました阿武山、三十九年のものは、これは河川改修事業との関連というような、ほかの公共事業との進捗のバランスをとる、あるいは水の問題あるいは交通の問題、このようなバランスをとるために出ておるわけでございます。一番問題なのは調整区域に買っておる土地、これは、まず地方が調整区域を市街化区域に編入するという手続がございます、石油ショック以来の経済の変動その他で、人口抑制を県の方針とされるようなところにつきましては、もう少し開発を待ってこれというふうな話になりまして、これの解除に、なかなか時間がかかるというのが現在、一番頭の痛い問題でございます。

そのほかの市街化区域の方の問題につきましては逐次、話をつけて、たとえば住建の五百ヘクタールのうちの三百ヘクタールは、この五カ年計画の中で用地を使用するという計画になっております。

お話のとおり住宅公団といたしましては、できるだけ開発の見通しをつけて用地を取得すべきが当然でございまして、当時は、とにかく用地がなければ公団で仕事が全然進まないということで、四十八、九年の一億総不動産屋の時代には、ほとんど用地の入手が思うようにいかなかったという焦りで、地元との詰めが若干、十分でなくて入手をしたという問題がございまして、そのとがが、いま出ておると大いに反省している次第でござい

ます。

○福岡委員 理由はいろいろあるでしょうが、都市計画法の規定によりまして、二十ヘクタール以上は都道府県知事の許可をもって、調整区域であっても開発をすることができ、こうなっておるわけですね。公団の場合は、まあ国とみなされておるわけでありまして、許可は要らない。しかし国とみなされなくても、建設省の方から通達が出ておりまして建設大臣の認可を得るように、こうなっておるわけですね。それでは、これだけ膨大な土地が二十二件、千五百八十ヘクタールもあるのに、過去において建設大臣に、どれだけ許可申請をしておるかといふと四件しかないのです。一部、中身は修正になっておりますけれども具体的に処理されておりますのは四件しかない。一体どういう理由で、二十ヘクタールもあるのに四件しか開発申請がされていないのか。民間デベロッパーの場合は、ここに表をいただいておりますけれども、都道府県知事の許可に係るものは相当件数やっております。どうして住宅公団はそういう申請をしないのか、そういう申請もできないようなものを、どうして取得されるのか、答えてください。

○南部参考人 申請の前提条件といたしまして、公団がやる場合でも、地元公共団体の了解を得る

ということになっております。その地元公共団体の意見書がつかなければ大臣への許可の申請ができない、こういうふうになっておりますので、その地元の御了解を得るために、交通の問題であるとか水の問題であるとか、そういう関連公共の問題の詰めの方に、いろいろ時間がかかっておる、こういうわけでござい

ます。

○福岡委員 それはわかるにいたしても、さつきも言いましたように例外だと言われれば、そのうちかもしれません、昭和三十九年に取得をしたものは、いままでも何年たつておるのですか、十三年たつておる。昭和四十四年に取得されたものでも八年たつておる。地元と話のつかないような、そういう用地を、どうして無理に取得をして莫大な金利を払われるのですか。それは不明であった、見通しが悪かったんだ、責任を感じております、こうおっしゃるんなら、それはまた次の議論があります。どうなんですか、それは。

○南部参考人 三十九年の阿武山の問題は、これは調整区域でございまして、市街化区域でござい

ます。先ほど申しましたように治水関係の詰めを、ただいまやっております。逐次、国の方の御援助もいただいて解決に向かっておるわけでござい

ます。

現在、保有いたしております千五百ヘクタールの平均の価格は平米六千円強ぐらいでござい

ます。金利を入れましたと、たとえ、これが倍になつても一万二千元、平米一万二千元で、いま新しい用地の取得はなかなか困難でござい

ます。そのようないろいろな事務の促進はいたしておりますけれども、一つ一つ問題を詰めていくというのに時間がかかっておりまして、時間がかかるような用地を買ったということは、おまえた

ちの不明ではないかというおしかりは十分お受けしなければならぬと思っております。

○福岡委員 八王子市の一つの例であります、百四十三ヘクタール、九十一億八百万円で取得をしておるわけですね。現在まで幾ら金利を払っておるかという十五億一千二百万円払っておる。建設大臣どうですか。いまの住宅公団の、こういう用地取得の仕事のしぐらについて、監督の立場におられる建設大臣の見解はいかがですか。

○長谷川國務大臣 地元の受け入れ条件がますます大きくなってまいりまして、いままでの公団が、かつて、その時分、家を建てるのと、その条件というものが、これもあれもという、ほとんど、これまでやって地元には負担はかけないという、こういう条件が全部そろわないと地元では、その相談に乗ってくれないというのが現在のよう

でござい

れだけ関連公共を住宅公団がやっているかとい
ますと、四百八十七億六千万円やっていますの
です。そのうちで、いわゆる負担分、家賃にはね返
る住宅公団の負担となるものが二百九十二億六千
七百万円ある。あとは立てかえ施行で百九十四億
九千四百万円あるわけですね。全体の割合からい
いますと、家賃にはね返る負担金のものが六〇％
にもなっているわけだ。立てかえが四〇％なん
ですね。

立てかえ制度がいいか悪いかという議論はいろ
いろありますけれども、問題は、この関連公共に
ついて住宅公団にすべて任せきりにする。本来な
らば直轄でやるか補助事業でやるか、住宅公団以
外が道路なら道路あるいは川なら川をやらないけ
ばならないわけです。これは家賃との関係も出て
くるのであります。昭和五十年で例をとってみ
ますと関連公共で二百九十二億六千七百万円負担
をしておる。それが家賃に一月当たり、どれだ
け、はね返っておるかといえますと千九百円はね
返っている。こんなことで、本間に建設省として
は住宅行政いいと考えられておるのかどうか。一
つは、いま申し上げましたように関連公共を住宅
公団にこんなに負担させておる。それから事業費
の負担もさせておる。これは別の角度から考えて
みなければならぬ問題じゃないか。家が建たぬ、
あるいは宅地造成ができぬという一つの大きい理
由に関連公共事業問題があるという事は、大臣
のお話のとおり私どもも思っております。実
際に、そういう案になっておるかという、申し
上げましたようなことになっておるわけですね。
こういう実態について、どうですか建設大臣とし
て。

○長谷川国務大臣 先ほども申し上げたように、
大きな土地は何か方法はないかというようなこ
とも先ほど申し上げたとおりでございます。こ
の問題は特に今後、御指摘のございましたこと
もありませんし、一層、私の方も考慮してみたい
と考えております。

○福岡委員 強く善処を要望しておきたいと思
います。

それからもう一つ、住宅公団の資金コストを考
えてみますと、使っておる金利の平均は七・一三
％となっておりますわけですね。これは高いのから安
いのから、いろいろありますが、結論として、こ
れが家賃にはね返っておる状態がどうなっている
かといえますと、団地高層につきましても今度、
面開発と同じように四・五％ということに〇・五
だけ引き下げよう、こういうことになっておるの
であります。全体の六〇％を占める中層団地住
宅は依然として五％である、こういうことになっ
ておるのです。そこで、これは家賃問題との関
係になってくるのですが、戦後、造船業界に対し
て、たしか負担金利三％まで利子補給をした実績
がございます。建設大臣どうですか、この際、
その造船業界に対してやったくらい利子補給を
して家賃を適正なものにする、つまり資金コスト
を下げていくというような政策をとる必要がある
と思うのですが、御見解はどうでしょう。この点
については、大蔵省にも来てもらっておりますの
で、あわせて答弁をしていただきたいと思いますの
です。

○山岡政府委員 公団の賃貸住宅は財政投融資に
よってやっております。そのコストは七・五％
で、おっしゃいますように中層は五％、最近四・
五％の高層それから市街地面開発の四・五％とい
うものもつくってまいっております。そのコスト
の差額につきましても、先生おっしゃいますとお
り従来から利子補給をやっておりますわけです。
ございいます。

お説のように利子補給金をうんとふやします
と家賃の低減にやはり直接つながるわけござい
ますけれども、試算をしてみますと、たとえば団
地中層で五十年くらい供給でございますと、一
戸当たりの建設費が九百五十万ということにな
ります。この団地中層は七十年で償却することにな
っております。その七十年間全部につきまして一
人の人が入って通常の利子補給を受けたというこ
とになりますと、私の概算でございますが千四百

二十万くらいの利子補給を個人に対して、したと
いうことになります。これをアドオンいたしました
て建設時に、もし補助金を出したということにな
りますと、建設費の三割近くを補助金を出したと
いうようなことになるわけでございます。し
たがいまして、家賃を下げるために、できる限り
利子補給をふやすという事は望ましいことでは
ございませうけれども、現状から見まして、おのず
から限界がある。むしろ原価主義の家賃体系につ
いて根本的な検討を加えるべきではないかという
ふうに現在、考えて検討しておりますところござ
います。

○福岡委員 確かに、おっしゃる通りに財政資金
については七・五％、これは資金運用部資金です
ね。ところが簡保になりますと八・三％それから
住宅債券になりますと八・三％それから民間の資
金は九％払っているのです。その平均が七・三
一三％なんです。住宅公団が払っておる利息
は、だから五％までの差額は二・三％利子補給が
されておるといことですね。一部〇・五％下げ
て四・五％のものがあります。六〇％のものに
ついては五％ですから、二・三％しか利子補給さ
れていないということ。せめて、この四・五
％に下げるといことを考えるべきではないか、
こう思うのですが、大蔵省どうですか。

○西垣説明員 お答え申し上げます。
いま住宅局長から御答弁申し上げたとおりで
ございまして、住宅公団の家賃の引き下げのために
利子補給をやっておりますところでございますが、そ
の額は年々、非常な勢いで増加しております。こ
れは俗な言葉で言えは、たまたま入居していらっ
しゃる方々のために一般納税者の負担で、その分
を安くしているというところでございまして、家
賃は安ければ安いほどいいわけでございますけれ
ども、現在の負担の仕組みから考えますと、これ
をさらに拡大するということについては、どうし
ても慎重にならざるを得ないのではないかと、か
うに考えます。

の基本理念に欠けるものでありまして承服できま
せんが、別の機会に譲っていきたくと思ひます。
時間がありませんから先を急ぐのであります
が、家賃が非常に高い。現在、三DKで見ますと
六万九千六百円というのが一番高いわけですね。
これは傾斜家賃でいくと最終的には十二万円にな
る。一体、十二万円の家賃を払って住める人は、
どういうクラスの人だろうか。一般国民大衆は一
カ月の所得が十二万円か十五万円ぐらいの人が大
多数です。これは、いま主計官のお話でありま
すけれども、何らか家賃問題を考えなければなら
ない。われわれは、さっきも言いましたよう
に家賃というものは大体、所得の二割が限度では
ないか、余りにも公団の家賃は高いと思うが、将
来の対策その他についての御見解を聞きたいと思
ひます。

○山岡政府委員 現在、第三期五カ年計画を策定
いたします際に基本といたしました審議会答申の
線でごえております家賃負担の率をいたしまして
て、国民の三分の一以下のところを占めておりま
す公営住宅入居階層の皆さんの中で夫婦二人子供
二人の場合は、先生おっしゃいました一〇％でな
くて一五％と実は想定いたしました。現実の
調査によりまして二〇％のものもあります。現実
いろいろございまして二〇％のものもあります。
して、その前後の調整をしたいというのが家賃負
担の考え方でございます。

いま先生おっしゃいました公団の十二万円とい
うのは、たとえば現在でございまして、公団の考
え方といたしましては、やはり初年度の家賃につ
きまして所得の二六％から一五％というところを
ねらって、傾斜家賃の初年度を定めております。
十二万円と申しますと、その一六％で逆算いたし
ますと四十二、三万円の月収ということになりま
す。ただ、それは十年後の月収でございます。現
在のところの公団入居階層で想定いたしております
のは二十四万五、六千円、第三五分位の中心と
いうところでございます。そういう方々に対し
まして現在一六％になるような傾斜の初年度を考

えておる。したがって平均的には、そうなっておりますが、先生おっしゃいましたような当該場所につきましては、まだまだ少し高いという点がございまして、そういう点については、われわれも今後の原価家賃のあり方についての検討を現在いたしておりますが、そういうものの中で十分、考慮して検討したいと考えておる次第でございます。

○福岡委員 最後に、住宅公園の空き家対策についてお尋ねをしたいのですが、昨年末の空き家の戸数はトータルで一万一千九百六十八戸ございまして、約一万二千戸ですね。内訳もいろいろあるようございまして、こんなに空き家があるというところは、どこかに問題があることだけは間違いないのです。それは距離の問題もあるでしょう、広さの問題もあるでしょう、あるいは家賃の問題もあるでしょう、いろいろあると思うのですが、一万二千戸もの空き家を持つということは、若干の空き家が出ることは、われわれも否定をいたしません。が、一万二千戸もの空き家を持つことは、やはり適当でない、こう思います。時間がありませんから中身は触れませんが、特段の対策を早急に立てていただきたいということだけを強く要望いたしまして、住宅問題についての私の質問を終わりたいと思います。

次は、道路の関係で一つだけお伺いしたいのですが、基本的には、いろいろ議論があるところがあります。例の、高速道路建設は産業基盤強化につながるものである、もう少し地方道整備をしたかどうかという、いろいろな基本的な議論は、時間がありまので省略をいたしまして、一つだけ説明をしていただきたいと思ひますのは、高速道路がどんな建設をされて供用開始になる。私の選挙区でも、来年の秋ごろには中国縦貫道が供用開始される見通しです。三つのインターチェンジが予定されておるわけです。そのインターチェンジ周辺の一般道路こういうものは、ほとんど未整備の箇所が多い。インターチェンジができるものですから、よその例もいろいろ聞いてみました。

けれども、交通量はふえる、そのインターチェンジ周辺の一般道路は整備されていない、交通事情は悪化の一途をたどつておる、あるいは、たどるであろう、あるいは排気ガスの問題も騒音の問題も出てくると思うのです。

そこで私は、インターチェンジ周辺の一定の区域内は高速道路と一体のものとして整備されるべきである、こう思うわけでありまして、ぜひ、そうしていただきたいと思う。今度、昭和五十二年に建設省といたしましては、その辺に若干の配慮をいたしまして、道路公園に財投資金で立てかえ施行をさせる制度を考えられておるようです。しかし、その内容を聞いてみますと三つの条件がある。一つは何かといふと、インターチェンジに接続をしておるということでありまして、それから第二番目には地方道であるという条件。それから、もう一つは一定の規模以上である、仄聞するところによりますと、事業費で八億以上の個所だ。こういうように検討中のようにあります。これは一歩前進でありますから私も賛成なんでありまして、しかし、やり方が非常に少ない。

私は具体的な例を何か所も持っておりますけれども、その論法でいいますと、インターチェンジに接続をしないために、インターチェンジからは二キロぐらいいかないと、たまたま、これは二級国道であります。パイパス計画がある。その事業費を考えてみますと十六億ぐらいの事業費だ。昭和五十二年に一億一千万円、昭和五十二年は大体一億五、六千万円じゃないか、こう予定されておるようです。そのペースでいいますと、やはり十年近い年数を必要とするわけがあります。高速道路の方は来年の秋に供用開始される。そのどの元にある一般国道、二級国道ですが、これは十年近くしなければ整備されない、そういう実態があるのです。

ですから、この際いま五十二年から予定をされております立てかえ施行の枠を広げて、インターチェンジ周辺の、たとえば五キロ以内で特に問題のあるようなところについては一体的な整備計画を立てるべきである。これは立てかえ施行であつても補助事業であつても、地域住民はどっちでもいいのですが、財政の現実的な事情を考えてみますと、補助事業をやつたのでは、そう早急には整備できないであろう、そうなるのと立てかえ施行ということにならざるを得ない、そういう方針を私はぜひ、やっていただきたいと思うのですが、いかがですか大臣。

○長谷川国務大臣 御指摘のように周辺の地域が変形してまいるとか利用形態そのものが違つてまいる。したがって、本年は御指摘のような方法をとつたのでございまして、今後さらに考えなければならぬのは、周辺の主要地方道の整備を公共事業でやつていけたらどうなんだ、こういうような考え方を持って、いま検討を加えておるところでございます。

○福岡委員 お話はわかるのですけれども、実際に補助事業の実態を考えると、裏負担の問題もありまして、やりたくても地方財政の事情からなかなかできない。勢い八年も十年もかかる。それから道路財源の方も一定の枠があるわけですから、特定の地域に、そう集中的にというわけにもいかないと、どうして、ある程度の期間を置いてやるはかない。そうすると、いま考えられておる立てかえ施行の枠を広げることです。

どうですか、いま申し上げましたように接続をしておるといふことなんです。接続をしないにしても、インターチェンジから仮に五百メートルなら五百メートル、一キロなら一キロ、これはたまたま、うまく整備されておる。ところが、その一キロを飛んで未整備の地区がある。そこだけ、ちょっと手を入れれば、その周辺はスムーズに流れるようになる、こういう場所もあるわけですよ。だから接続をしておるといふ基準を、もう少し幅を持って考えられないかということが一つです。

二級国道は県管理で、補助事業とはほとんど変わらぬわけですね。ですから地方道という基準をもう少し二級国道まで広げることはできないか。一定規模というものは、これはある程度、必要でしょうから、それはまた必要限度で決めてもらえばいいと思うのですが、前者の二つですね、この点はどうですか。

○浅井政府委員 お答えいたします。先生御指摘のように、高速道路が開通すると同時に、それにつながる一般道路が総合的に整備されるというところは、これは道路網の整備の観点から理想であるわけございまして、従来とも、そういう考え方から高速道路関連道路ということ、具体的には公共事業の張りつけに当たっては、特に重点を置いて高速道路関連の道路網の整備に努めてきたところでございまして、最近、道路事業全体の金が非常に窮乏になったということで、特に、ある府県では、高速道路のインターができたために、ある年に集中して非常に大きな財政需要が生じるというような事態がございまして、これに耐えられないということ、ほかの事業にも、かなりしわが寄るというようなこともございまして、これを救済する考え方として道路公園で、高速道路に接続するある範囲の周辺の地方道について、先生御指摘のような方策を五十二年からとるということにいたしましたわけでございます。

これを拡大しろというお話でございますが、これにつきましては五十二年からスタートするわけでございますし、また一方、高速道路で公園が立てかえ施行するということのほかに、やはり並行して一般道路網の整備ということに關しまして、高速道路関連で重点を置くべき事業というものは当然あるべきでありまして、こういうものについては今後とも重点的に予算の配分をして、高速道路の開通に合わせて総合的にネットワークの整備を図つてまいりたいというふうに考えているわけでございます。やはり並行的な処置が必要だ、こういうふうに考えております。

は地方道だけでやっておりますので、あるいは今後あり得るかもしれませんが、これは今後の推移を見て考えていかなければならないというふうに考えておる次第でございます。

○福岡委員 二級国道の場合は、繰り返して言うようですが、これは地方道と同じような扱いになつておるわけですね。直轄の場合は、また別な議論があると思つておるのです。しかし二級国道の場合は、どうしても対象にしたいのだ。

それからもう一つ、どうです、接続をしておるという、その解釈は。

○浅井政府委員 とにかく先ほど御説明しましたような事情で五十二年度から取り上げるわけでございますので、当面われわれの問題意識は、最近、開通する幾つかのインターチェンジでインターチェンジにすぐつながる道路が、すでに一車線道路とか、あるいは二車線で、やつとすれ違いができるような道路になつてくるケースが非常に多いわけでございます。そういうものを当面、四車線あるいは二車でも十分すれ違えるような道路に改築するための金がやはり数億かかるというような状況でございます。それが県の全体の事業からいうと、すでに集中投資であるというような全体の道路予算の事情でございますので、そういうものを救済するというところで、いろいろ枠をきめてまいりますと、勢い当面の考え方としては、接続するところの道路の改良ということからスタートせざるを得ないわけでございます。余り五キロも十キロも離れたところの改良をやることになりまると、一般道路事業との境がはっきりしなくなるといふようなこともございます。片や公共事業もあるわけでございますから、なるべく、そういう公共事業の重点的な配分ということで、道路網全体の整備の進め方としてバランスのとれた形で持っていきたいというふうに考えておるわけでございます。当面と申す来年は、スタートの事業でございますので、そういうところから一応スタートをして推移を見守っていききたいというふうに考えておるわけでございます。

○福岡委員 せっかくのお話だが、どうも了解できないのです。インターチェンジというのは大体、郊外にあるのです。町の中真中にインターチェンジはつくらないのです。郊外から町に入るまでが接続をしておる道路になると思つておるのです。町に入った途端にバイパス計画があつて、まだ進んでない。一番込むところにこの問題は残つて、郊外から市街地に入るまでは周辺は環境がいいです。騒音も、あるいは排気ガスも、あるいは交通量も混雑は一車線ならば込むでしょうが、町の中とは事情が違つておるわけですね。むしろ接続をしておる、その次です。

いま地名は言いませんが、私が具体的な現場を知つておるものは、インターチェンジから接続をしておる八百メートルぐらい、一キロちょっと切れるのですが、これはこの関連で整備されていく。これは町の中じゃなくて郊外。その整備されたところからが悪いのです。約一キロ、バイパス計画があるのですが、これが手がついてない。さつき言うように五十一年度から始めて一億一千万しかつてない。五十二年度も一億五、六千万円ぐらいの事業規模にしかならない。十六億かかる。そうすると八年から十年近くかかるじゃないか。そんなところは接続をしておるという解釈の中に当然入れるべきじゃないか。五キロも十キロも遠くのことを言つておるわけじゃないのです。接続をしておるというの、そういう考え方をとつたらどうか、こう言つておるのです。どうです。

○浅井政府委員 接続という言葉の解釈を拡大していきまると、いろいろ広がっていくわけでございますが、道路公団としても有料道路としてやります。一応の限界があるかと思つておるのです。今回は、ごく特別な措置として、ある範囲のものを道路公団で立てかえ施行するといふふうに考えたわけでございますので、先生おっしゃるような八百メートルぐらいがどうかということになると、これはまた微妙な問題でございますが、その辺の事業は、道路公団の立てかえ施行のできる範囲が一

応限定されれば、それに合わせて公共事業をそこにつぎ込んでやるという姿勢で、やつてまいりたいと思つておるわけでございますが、御指摘のように非常に最近の道路予算は窮乏でございます。まして、高速道路関連主要地方道にいたしましても、先生御指摘のように年間一億とか二億ぐらいのものしかつけれない。そのままで残事業をやつていくと十年もかかるというところが諸所にあるわけでございます。これをすべて公団の立てかえ施行でやつていくというわけには、なかなかまいりませんので、何とかいたしまして道路の予算全体をふやしていただいて、その中で重点的に高速道路に関連の事業を集約的にやつていくというふうな形でやらざるを得ないのではないかとおもうように考えておるわけでございます。

○福岡委員 時間もありませんから、今後また機会を得て、この問題はやらしていただきたいと思つておるのですが、一体的な整備を促進していただくように、ここでは強く要望して次に移りたいと思つておる。

建設業の振興についてであります。先ほど言いましたように昨年、建設業の倒産が非常に多かつた。そこで別の角度から、この問題を取り上げてみたいのですが、公共工事の前渡金に対する保証会社があるわけですね。莫大な倒産があつたから相当、弁済を保証会社がおこなうだろう、こう思つて調べてみましたら、そうじゃないのです。御承知のように保証会社は北海道、東、西と三社あるわけですね。その三社が公共工事の前渡金に対する保証をしておる。その保証料として、いわゆる収入保証料でございますが、これが去年の一月から十二月末までに百三億ほど入つておるわけですね。百三億ほど収入保証料があるわけですね。弁済額がどれだけかといふと三億四千六百万円、これを百分比に直しますと百分の三・三ぐらいになるのです。百億の収入で、その事業目的である弁済は三・三％しかない。

ところが考えてみますと、経営基盤の弱い業者は公共工事の入札の指名はしない。当然のことだ

らうと思つておるのですが、問題は、この百分の三・三の保証をするのに特別の保証会社を設置しておく必要があるのかどうかという点なんです。ちょっとお伺いしたいのですが、昨年の一月から十二月末までに三億三千万円の保証弁済をしたのですけれども、この事業を遂行するために人件費などの経費は幾らかかつておるのですか。――時間がありませんから後でもいいです。恐らく何十億という経費が、これにかかつておるのです。三億三千万円の弁済をするのに、その五倍も十倍も経費を使つて仕事をしておる。しかも相当の資産を持つておるはずであります。その資産運用についても疑義がたつておる。例の建設業振興基金に十五億しか出してないのです。だから、この保証会社というものは廃止してしまふ。しかし、この前渡金制度というのは、いい制度でありますから残さなければならぬ。前渡金制度を残す以上は、どこかに保証がなければいけません。これは何も保証会社でなくとも、たとえば、この振興基金でやらすことだつて可能だと思つておる。この保証会社というものは必要でないと思つて、建設大臣どうですか。

○長谷川国務大臣 私も、そうよく知つておるわけではなく、聞いてきたわけでございますが、保証事業会社は設立をして、すでに二十五年間たつておるわけでございまして、それは株式会社であります。一方、建設業振興基金は財団法人である。こういうような関係上、これを統合することは制度上ちょっとむづかしい問題が残りはしないかというふうなことでございまして、したがって一方、廃止したらどうだろうということですが、私の方は、廃止をしないので一つにしたらどうなんだろうというふうな考えも反面、持つておるわけでございます。そういうところ、また、むづかしい面もある。そういうわけでございまして、

しかし、いま十分検討して見る必要もあると思つておる。これらについては業界等の考え方、改めて聞き直さなければなりません。業界に還元

するかどうかという考え方、会社自体の業務を改善する方法があるかどうかという点にも、また一方、考えてみる必要もあるだろうと思ひます。きょう、ここで、どちらか一本にということ、ちょっとお答え申し上げかねると思ひますが、十分検討だけはしてみよう。

○福岡委員 私、限られた予定された時間の中で説明することは、これ以上できませんが、非常に問題があることは事実なんです。

そこで集約的に委員長にお願いをしたいのであります。さつき質問いたしました住宅公園のあり方あるいは一般の住宅政策問題を含めまして、さらに説明したい点もあります。あるいは、いまの保証会社の問題についても同様であります。それと同時に、当委員会といたしまして、これらの問題については何らかの対策を講ずる必要があるのではないかというのを痛感いたしますので、委員長の取り計らいで当委員会に小委員会でも設けていただきまして、十分相談をさせていただきます。いろいろ審議をするように取り計らっていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○北側委員長 後刻この問題につきまして理事会で検討したいと思ひますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○大宮政府委員 ただいま福岡先生御指摘の一般管理費の資料、たゞいま手元に持っておりませんので後刻、報告させていただきますと思ひます。

○福岡委員 以上で建設省関係は終わって国土庁関係に入りたいのですが、ちょうど時間になりました。そこで国土庁関係に二、三お願ひをして質疑を省略したいのですが、一つは、長官の所信表明にもありました、この秋ごろに三全総を策定をされる。去年の五月の例の社会経済基本計画で投資総額なども出ておりますが、特に要望したいのは、従来のような産業基盤強化というふうなものではないに、福祉優先といひますが、生活環境の整備というか、あるいは過疎過密対策というか、そういうものを中心にして、ひとつ御配慮いただきたいことが一つであります。

二つ目には、例の立川基地が近く返還される。跡地利用について、いろいろ議論が出ておるようであります。地元が長年、基地の騒音公害その他で悩まされてきておる関係もあって、地元の要望をある程度、聞くことは当然かもしれませんが、しかし、できるだけ集中を排除する意味も含め、あるいは首都圏に、こんな大きなあれはないわけですから、国有地として、たとえば公園などにして、将来また利用計画が必要になってくれば別であります。当面は拙速をとうとぶようなことのないように十分、配慮をしていただきたい。

もう一つは水源地域の問題であります。御承知のように水特法はありますけれども、別に予算措置がされてないわけでありまして、一般枠を食うわけでありまして、聞くところによりますと、予算書に目でもつくって水特法に基づく予算を計上すると、もし、その事業が遂行できなかった場合は、その予算は流れてしまう。一般枠でやれば他にも流用できるといういい面もありまして、そう四角定規には考えませんが、しかし、いまから水資源開発は相当やっていかなければならない。そうするとダム建設が必要になってくる。水源地域を整備しなければならぬ。いまダム建設が得意なだけで紛争が起きているのは、生活再建でありまして水源地域整備が伴わないからなんだ。そういう点を配慮していただきまして将来、水特法に係る予算措置を御配慮いただきたい。

この三つだけ要望いたしまして、時間がなくなりましたので終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○北側委員長 井上泉君。

〔委員長退席、岡本委員長代理着席〕

○井上(泉)委員 私は建設大臣、国土庁長官に、それぞれ質問したいと思ひます。

まず最初に、国会の中でいろいろ質疑をする、ただいま福岡議員の質問に対しても検討するとか、あるいは善処するとかいう言葉がずいぶん出るわけですが、少なくとも議員も任期があるものであるし、国会も会期があるものですから、そ

れぞれ建設大臣が検討するという言葉、国土庁長官が検討するというような言葉については、これは大体おおよそ、いつまでに、それを検討して報告するのか、そういう一応のめどをつけた形で検討とか考慮というふうな答弁はできないものかどうか。その点をまず最初に承っておきたいので、それぞれの大員からお返事を承ります。

○長谷川国務大臣 なかなか二者択一の御返事は申し上げられません。省に帰りまして、いろいろ局長、関係の方々にお集り願ひして、これはどういふことだ、どういふふうにしたらよろしいのだというふうなことを十分、検討を加えなければならぬし、また省内はさることながら、これに各省との関連もありまして、各省との関連も協議しなければなりません。したがって二者択一だから、どっちなんだという、すぐというわけにはまいらないけれども、大体、何日ぐらいあるのだと言われると、今国会中にすぐできるかということとは、ちょっとむずかしいのじゃないでしょうかね、というふうな感じがいたします。しかし、私

が先ほど申し上げたお答えには、なるべく早く、考慮してみましたが、検討を加えた結果できなかったら、できませんでしただけのことだとは思ひます。

○田澤国務大臣 お答えいたします。

国土庁は御案内のように各省庁との調整の役を果たす役所でございまして、検討する期間というものは非常に必要なのでございます。しかし、私たちの答弁はできるだけ責任ある答弁をしてまいらなければならぬので、そういう点では、いま先生お話しのような線をできるだけ忠実に貫くように今後とも進めてまいりたいと思ひております。

○井上(泉)委員 二者択一、建設大臣はそういう話をされ、また各省庁との関係も言われるわけですから、やはり、われわれの方も検討する、という答弁をもらったというところで事を済ませるうちに、一年が過ぎ任期が終わって解散、こういうことに往々にしてなっておりますので、少なくとも

も、この委員会において審議をした中で検討すると言つたら、したことについては、その後どういふ状態になつておるのかということも随時お尋ねをして、その検討の経緯というものは承知しておきたいと思ひます。その場限りの検討という答弁ではないに、いま両大臣の言われた検討という、その答弁にこたえていただくように、まずもって、お願ひをしておきたいと思ひます。

そこで、まず私は国土庁長官にお尋ねをするわけですが、長官の説明の中に、たとえば災害対策の問題ですが「災害から国土と国民を守り、安心して生活できる社会を実現することは、国の基本的な責務である」ということ、これは確かに国の基本的な責務である。それならば責務である限りにおいては、国が災害対策を怠つたために生じた国民の被害に対して、どう対処されるおつもりで、こういう説明をなされておるのか、承りたいと思ひます。

○田澤国務大臣 お答えいたします。

災害については災害対策基本法のつとめて、ただいまお話し、いわゆる災害から国土と国民の生命財産を守るといふ、この精神を貫いていきたい、こう考えておるのでございます。

○井上(泉)委員 国土と国民を守る、こういうことをすることは基本的な国の責任である、これは当然のことです。だから災害対策基本法にも書いてあるけれども、しかし今日、災害を受けた者に対する個人補償の制度、たとえば財産を消滅した者に対する補償制度というものは何もないじゃないですか。だから、あなたも現在ある法律に基づいてやるというのでなしに、やはり国民の生命財産を守るために不十分な法律なら、その不十分な法律を――いまの災害対策基本法が万全な法律ならいざ知らず、あなたの言われる国民の生活を守る、国民を災害から守る、そして災害を受けた国民に対して国としての責任を果たすという措置が、具体的に何もなされてないのだから、私は、そのことをするつもりがあるのかどうかというこ

とを、大臣は非常に責任を痛感された説明をされておるので、大臣に承るわけです。

○田澤國務大臣 災害対策基本法の第二条ですが、御案内のように豪雪あるいは風水害等の場合、その被害というものが出てくるわけですが、その被害の判断というものが結局、問題の中心になるのじゃないかと思うのでございます。ですから、すべてを被害に見るといふようなことに判断するの、そうじゃなくして一定の線を区切つて、これを被害とするといふようなことで、いままでは、きつておるものでございまして、その一定の線をどう決めるかというところによって、災害とみなすか、みなさぬかということが生じてまいるわけでございますので、そういう線を私たちは、この災害対策基本法の線に沿つて、できるだけ忠実に、その災害を見極めていこう、こういう考えでございまして、御理解をいただきたいと思つてでございます。

○井上(忠)委員 それで災害を受けた、たとえば岐阜の長良川の決壊で、たくさんの方々が流失をした、あるいは高知県の十七号災害あるいは豪雨災害等で山崩れで家がつぶれたというふうな場合において、いま、どういふ制度があるか、あなたは認識されておるのか。そうして家財がびちゃびちゃになつて流失をして、もうだめになつた、そういうものに対して、どういふふうな国として行政責任を果たす、いわゆる災害から国民を守る行政責任を果たす措置が、いま、どういふものであるのか、そのことを、あなた御承知をしておるでしょうか。

○田澤國務大臣 お答えいたします。恐らく個人災害のことだと思ひますが、個人災害については弔慰金制度(井上(忠)委員「弔慰金は死んだとか傷つた人だね」と呼ぶ)でございまして、そのほか個人災害につきましては前の長官、天野長官が、これに非常に熱心でございまして、この制度はぜひとも、つくらなければならぬといふことで私も受け継がれております。ですから個人災害に対するいろいろな調査等につきま

しては、今年度も予算は少のうございましてけれども、この調査のための費用を繰り込んで、今後とも、この問題は非常に重要であるから調査を進めて、できるだけ早い機会に結論を出したい、こう考えております。

○井上(忠)委員 災害があつた場合に開かれる災害対策特別委員会等では、絶えず、この問題が議論をされるわけですが、いままは、前進がない。しかし今度、いま長官言われるように、予算としては少ないけれども、これに要する調査費等の計上もして、こつこつと進めていこうと思つて、これはわづかながらでも期待は持てるわけですが、これも、しかし、やはり今日、災害を受けて痛めつけられておる人たちの、知れない物質的な損害に対して、本当に、その救済措置といふものは、徹底的なものであるといふことだけは、これは大臣も認識をしておると思つたので、それについての調査を速やかに進めていって、個人災害を十分、国が救済する措置を一日も早く実現をするように強く要請をしたいと思つたわけですが、大臣の決意を、さらに承つておきたいと思ひます。

○田澤國務大臣 わかりました。

○井上(忠)委員 国土庁の關係と、それから建設省の關係で、水の問題で両方がそれぞれ水資源対策の問題が論ぜられておるわけですが、こつこつと、国土庁の水資源対策の推進といふのと、それから建設省の水資源対策の推進といふのと、どういふ違いがあるのですか。ひとつ違いを両大臣から説明してもらいたい。

○田澤國務大臣 お答えいたします。国土庁のいわゆる考え方は、国土庁本来の政策なのでございまして、国土の均衡ある発展を図らなければいけない。そのためには、やはり、どうしても大都市圏の整備をしたり、あるいは地方振興を図らなければならぬ。これは何に起因するかと言へば、大都市圏が過密しているからでございまして、その過密の一番の原因は水と土地なのでございまして。将来、大都市圏の一番心配なのは水

であり、それで土地であろうといふことでございまして、その水の解決のためには、どうしても、やはりダムをたくさんつくつていただく、そして水資源に不自由しないような状態をつくり上げていこうといふことを、私たちは長期の計画を立てて進めようと思つております。

○長谷川國務大臣 いま、お話があつたようなものと、国土全体の上から見ての問題と、実施する場合の問題と区分ができるだらうと思ふ。私どもは、その実施をする機関でもあり、さらに監督する機関でもあり、そして、その推進を図つていく機関であらうと思つております。

○井上(忠)委員 だらうとか何とかいう推測ではなしに、あなた建設省ですから、だから、こつこつとの方針で水資源の問題は建設省としてはやるのだ、こつこつと明確な答弁といふものを私は期待をしておるわけですが、この水資源対策の推進の中心を見て、建設省の方も国土保全と水資源対策、これは深刻化しておる用水不足に対して、こつこつとやるべきだと思つたわけ、こつこつと、やはり国土庁の方も広範な用水対策をやるために、これはやらなければいかぬ、こつこつと。私はそこ、これは別にかみ合うとか、ななかり争ひとかいふようなものは、それは役所間で協議等でも話し合ひをするから問題ないと思つたわけですが、こつこつと、やはり少なくとも水資源対策といふものについては、これは私は、一定の方針の中で各省が分担するものは分担するものの区分といふものがされてしかるべきだと思つたわけですが、こつこつと、この問題については、新しい治山治水五カ年計画の問題を審議するときに御質問を申し上げることにして、これ以上、深追ひは時間の關係でいたしませんけれども、少なくとも水の問題については、もつとも各省いづれ国土庁の關係であらうと、あるいは建設省の關係であらうと、これは大事なことでありますので、その辺について国土庁がやる分はこつこつとである、それで建設省のやる分については、これはこつこつと、こ

ういふものだというふうなことで、明確な国民にもわかるような業務区分といふものを私は明示をしていただきたい。これは水資源公団の方は国土庁の所管でありますとか、あるいは建設省の所管でありますとかいふようなことになつておるかどうかは知りませんが、これは一つの水資源の問題、これに対する対策一つをとつても、日本の政府の行政といふものが複雑である。国民におかりにくいから、国民にわかりやすい水資源対策、国民の求めておる水資源の確保について十分ひとつ努力をしていただきたい、かようなことを強く要請しておきたいと思ひます。

そこで国土庁の長官に、さらにお伺いをするわけですが、国土利用計画、いま福岡君の質問の中にも出ておるわけですが、これは、いままでは、こつこつと国土利用計画であつてはならない、私はかように思つたわけですが、大臣としては、いままでは、こつこつと総合開発計画を足場にして推進をしていくつもりなのか、新しい今日の状況の中で見直した三全総をつくり上げていくのか、その点について答弁もなかつたようでありまして、改めて承つておきたいと思ひます。

○田澤國務大臣 お答えいたします。昭和五十年に先生御案内のように国土総合開発審議会が、昭和四十四年にできた三全総をやはり総点検し、新しい長期計画の作業をしながら、いわゆる見直しをしない、こつこつと、その後、昭和五十年の十二月に御案内のように三全総の概要といふものが閣議に報告されておるわけでございます。その概要に、いま肉づけをしていく最中なのでございまして。

そこで、社会経済情勢のこつこつと変化に伴つて、やはり、それなりに三全総の内容といふものは大きく変えていかなければならぬと思つたのでございまして。ですから、確かに首都圏の整備といふものは当然してまいらなければならぬと同時に、地方振興といふものを要する。それから、一つは、地方に雇用の場を与えることを考えなければいけない。そして人口の定住構想といふ

ものを、この三全総の基本的な構想にしていかなければならない、基本的な目標にしなければならぬと思うのでございます。

そういうような点からいいますと、高度経済成長時代でありまして、あるいは大型プロジェクトを入れることによってのみ地方開発ができたでしようけれども、それは望まれません。ですから、やはり通信、交通体系はもろに進めなければいけません、さらに教育とか文化とか、あるいは医療等の、これまでのあり方を見直していかなければならぬときだと思っております。

たとえて申し上げますならば、かつて農業の学問をしようとする場合には、東京よりも北海道大学に入学する青年が多かったわけでございます。また特殊な哲学を勉強しようというときに、京都大学に学ぼうという学生が非常に多かったと思っております。また、各地に高等商業があつて、小樽高商あるいはまた福島高商等、それぞれ、その地域で商業の、経営の学問を学んだ時代があるわけでございます。また各地に農林高等学校があつて、それぞれ特性を持った教育機関があつたわけでございまして、私は、そういうように地域性を生かした教育の機関なり、地域性を生かした文化あるいはまた医療施設というものを、この際、織り込んでいって、農業も含めて中小企業も含めて、これらの地域的な特性を生かした総合的ないわゆる計画を立てることが、安定成長を基礎とする三全総のあり方であらう、こう考えておるのでございます。

〔岡本委員長代理退席、委員長着席〕
具体的には、いま作業中でございますので、いま申し上げる段階でございませぬけれども、いま先生の御心配のようなことを十分、私たちは念頭に置きながら、三全総の最もよい姿をつくり上げたい、こう考えているような次第でございまして。

○井上(泉)委員 私は、国土のそういう開発構想の中で、いろいろ指摘したいことがたくさんあるわけでございますけれども、日本の国は資源のな

い国である。そして、いま二百海里問題で大変やかましく魚の問題あるいは海の問題というものが関心を集めている中で、依然として、いわば非常に優秀な漁場を汚染させるような、そういう石油基地構想というものが計画をされておるといふことをよく聞くわけですね。きょうは具体的なその地点についてのことは挙げないわけですが、工場をつくるのか、あるいは新しく学校、教育機関をつくるのかというようなことはまた別に、やはり国の持てる資源をどうやって国民のために開発をしていくのか、強化させていくのか。持てる資源を逆に、その油で汚してしまつて破壊するやうな、そういうことが国土開発計画の中にあつては大変なことだと思つたので、そういう点については十分ひとつ考慮して、国土のあるべき姿についての計画をまとめていただきたいということを要望しておきたいと思つた。

そこで、これは災害対策の關係で一つ抜かつておつたので、改めて質問をするわけですが、普通、災害があつた場合は地方自治体が非常に財政負担がかさむわけですね。かさむことに對しては特交という形で配分をされるわけですが、これは六%という枠の中で配分をするので、それから、だから、たとえば五十一年のような、水害もあつた、雪害もあつた、あるいは冷害もあつたというやうなときになると、これは特交に依存をする地方財政というものは非常に薄く配らざるを得ないわけですが、そういうふうに予想せざるを得ないとした場合においては、特交をいまの枠以上に財政的な措置を講ずる余裕があるのかどうか、自治省の方に、そのことを承つておきたいと思つた。

○平岩説明員 お答えいたします。
災害が発生しました場合に、御承知のように、たとえば災害復旧事業などにつきましては、公共災害などについての地方負担については地方債を充当し、その元利償還を普通交付税の需要額で見えていくとか、そういう財政措置がとられておるとは井上先生御承知のとおりだと思つたが、そ

のほか、災害というふうな予測せざる特別な財政需要が生ずるわけでございまして、これについては特別交付税でいろいろ手当てをしていくというのも御案内のとおりでございます。

御質問の、いろいろ災害について特交で手当をしていくのかという点でございますが、特別交付税というものは、普通交付税のいわば機能を補完すると申しますか、普通交付税で、たとえば災害などというものは、あらかじめ予測できませんし、そういうものを特別の財政需要に對照して措置するとか、あるいはテクニカル的に普通交付税という一種の計算技術では、どうしても織り込みにくいようなものを補足してカバーしていくとか、元来そういう機能を持っておりますが、御承知のように特別交付税の配分において、災害というのは最重要項目にいたしておりました。台風災害あるいは冷害、大気、こういうものについて御案内のように従来からも最優先で配分し、今後また、そうしていくという方針に変わつていきたいと思いますので、よろしく御了解いただきたいと思つた。

○井上(泉)委員 ちょっと、その枠があるでしよう。災害がたくさん日本全国至るところに起きてくると、やはりその枠の中で薄く配らなければいかぬ、こういうことにならざるを得ぬでしよう。

○平岩説明員 お答えいたします。
特別交付税の総額のうち、あらかじめ災害用に幾らとかいうふうな枠というものは御案内のように、ございませぬ。特別交付税の総額は決まっておりますが、その中で災害用に幾ら、何々用に幾らというのはいちめから設定しておるわけでございませぬで、その年度その年度におきます災害の発生状況に對照してまいる、特別交付税は、そういういわば弾力的な要素を持つておることは御案内のとおりでございます。

○井上(泉)委員 これは、これは、これは高知県にもこんな災害があつた、ところが、どこそこにもこんな災害があつたから、特別交付税も、それを配り合わせなければいかぬから少なくなるというやう

な話をよく聞くわけだ。だから私は、いま、それを質問しているわけですが、けれども、あなたの言うのだと、幾ら日本国じゅう至るところに災害が出ようとも、災害で見るべき特交の金については、いささかも支障を来さない、こういうわけですか。

○平岩説明員 お答えいたします。
たとえばSF小説のような日本全部といわずとも、あるいは相当部分が壊滅的な状態になる、そういう極端な場合には本来的に、もともと財政の仕組み、機能からいって何ともはまり切りませんから、そういう場合には、どんなにでも対応できるというところは、とうてい申し上げられないことは確かでございます。

○井上(泉)委員 私は、その災害が起きたところの地域いわゆる自治体に対する特交の見方等について、これは一つの枠があるから枠の範囲内では配分ができないということに承知しておつたわけですから、この点については、なお詰めていきたいと思つた。

それで、そういう場合に、たとえば特交で見る金額が非常に少ないというやうなときにも、やはり防災関係の措置等についても、これは少なくとも災害の多発地帯における防災工事等については、国土庁でめんどろ見るやうな予算項目というものがあるべきだ、こう思うわけですが、この点については、また、次に質問したいと思つた。

そこで、いま公共事業の問題を自民党の塩谷さんから質問されて、景気を浮揚させるために、これは非常に重要だということを政府見解、述べられたわけですが、たとえば労働者の賃金、五十一年度の労働者の賃金と五十二年度の予算に盛られておる労働者の賃金の積算はどうなつておるか、その点、承つておきたいと思つた。去年より何%上げておるか。——そんなことを簡単に答弁できるでしようが、労働賃金が四兆何千億円とか言つたから、わからぬでしよう。

が、一％でございます。

○井上(泉)委員 景気がよくなるということは、どういふ現象を景気がよくなると大臣はお考えになつておるのですか、建設大臣。庶民の生活になつてです、株が上がるとか何とかというところではない。われわれ庶民の生活にとつてです。

○長谷川国務大臣 先ほど塩谷さんにお話し申し上げたようなこととあわせて、あとは直接的にはセメント、鋼材あるいは、こういうような建設資材の需要が多くなつてくるという点、あるいはまた先ほどからいろいろ議論になつておりますところの住宅の問題等、これらが行われていくことによつて、やはり、いろいろな業界そのものの自体に好影響を与えていく、こういうことでございます。

○井上(泉)委員 公共事業によつて景気がよくなるといふことは庶民の生活に、どう、はね返ってくるかといふこと、そして庶民の生活がどれだけの生活向上するかが一つの目安になるのが、これが景気をよくするといふことになるはずなのです。それはセメントも使うでしょう、あるいは建設機械が必要になるから、それを製造する工場もできるでしょう。ところが一体、庶民はそれによつて、どれだけの、いわゆるプラスになるのか、家計にどれだけプラスになるのか。つまり、それは一兆円減税をやるよりも公共事業で景気浮揚策を求めた方が庶民の暮らしには何%よくなるかと考えられるのか、これが景気浮揚を公共事業に求めておるところの積算の基礎になければ、会社が幾ら栄えたとかどうか言つたところで、庶民の暮らしに、どう、はね返ってくるのかといふことが重要なことではないかと思つておられます。このことを論議しておりましたら時間がありませんので、もうそれは、また次の機会にいたしたいと思います。

そこで、建設大臣も魚の關係については非常に詳しいわけですから、漁師のことはよく理解をされておると思うわけですが、建設省やその他がやる、いわゆる海岸保全事業、海岸保全事業をする

ことによつて日本の沿岸漁業そのものが、それによつて非常な障害を受けておるといふことは、これは大臣お認めになつておるでしょうか。

○長谷川国務大臣 私は逆に、影響を受けているというんでなくて、かえつて魚群に対する保護の対策の方にあるんじゃないだろうか。建設によつて保護対策の一環を遂げておるのではないかと

○井上(泉)委員 それは全般的には、そういう面もあるでしょう。しかし個々のケースにおいては、たとえば地びき網漁業をしておるところ、こ

○長谷川国務大臣 地びき網というやうなものを聞かれても、ようわかりません。細かい漁はわかりませんが、いづれにしても魚群といふか、今日の魚それ自体といふものが、いままでのような漁業方法ではいけない。いまは魚をつくる方に変わつていっているんですから、私はやはり、その方が護岸工事が完全にでき、そして漁は

○井上(泉)委員 大臣、地びき網というやうなものはないとあなたは思つておるから、そういう考

○長谷川国務大臣 どうも、こつちは人がとつた

ものを持つてきて売る方だものだから、そういう認識がございせん。いづれにいたしまして、も、あなたが御指摘のやうな点があることになる

○井上(泉)委員 そうなれば、その引けないやうな状態になると、つまり全体の防災のために、そ

○長谷川国務大臣 どうも、その点については私

○井上(泉)委員 時間がないので、それはまた後

を整備するといふこと、これは非常に結構なこと

もあるわけですが、高知県の、これはローカルのことを出して恐縮です

○山本説明員 御説明申し上げます。

ただいま先生お尋ねの件は、高知刑務所の旧刑

○井上(泉)委員 時間が参りましたので、もう、

これで私の質問を終わるわけですが、水産

庁の沿岸漁業課長がおいでになっておりますので、私いま大臣に海岸保全事業あるいは防災工事等の工事による沿岸漁業の被害について質問をしたわけですが、そういう状態が各地において起こつて紛争があるわけですから、その辺のことについて対策等について、貴の御見解を承つておき、そして、さらにはまた大臣に、こうした状態について、零細な漁民を痛めつけることのないような、そういう建設省としての行政姿勢を貫いてもらいたいということを要望するわけですから、それについての御返事を承つて、私の質問を終りたいと思います。

○平井説明員 ただいま先生からお話がございますように、各地で地びき網が行われておりましたときに、工事との関連で、そのような状況も生じておることがございますので、われわれとしましては漁業者が安心して操業できますように、たとえは、いろいろな石材等が波で洗われていったときに、それをまた拾うとか、あるいは、どうしても地びき網ができないときには、ほかの釣り漁業であるとか船びき漁業であるとかいうものに転換していくというようなことで漁業が営まれるように、地元の方に十分指導してまいりたいというふうに考えております。

○長谷川国務大臣 井上先生、先ほどの答弁の中でございますが、そういうような漁業権たとえば地びき網を引くという場合に、工事に当たつて、そういうようなことが行われて損失を与えるというふうな場合は、補償で幾分でも見るようなことになつておるのだとさせていただきます。したがつて、私が先ほど申し上げたように今後、事前に十分に打ち合わせをしなければならぬらうと思ひますし、工法とか、あるいは施工時期、さらに影響のあるかないかという点については事前に十分に漁民との交渉をいたしまして、その結果において施工をするように今後は進めてまいりたいように思います。○樺野政府委員 少し詳しく御説明いたしたいと思ひます。

堤防に並行に離岸堤などをつくりまして、地びき網がひっかかりまして引けなくなる、そういう場合には補償したり、あるいは漁業権取り消しあるいは変更取得する場合に補償してやるということでございます。それで、一般的に海岸の堤防を守るためのブロックを置いたりするといふ場合に、つきましては、できるだけ支障のないように今後とも進めていきたいといふふうに考えております。(井上(泉)委員)支障のあるときはどうするの(か)と呼ぶ)それにつきましては十分調査しまして、それがどういふふうな支障があるかといふのを十分見きわめたいといふふうに考えます。

○井上(泉)委員 終わります。

○北側委員 古川雅司君。
○古川(雅)委員 私は、建設行政の一般的な諸問題の中から、きわめて初歩的にわたりますけれども、数点にわたつて政府の御見解と具体的な対処策をお伺いしてまいりたいと思ひます。

最初に建設大臣にお伺いをいたしますが、新年度の予算案の審議の過程で、公共事業によつて景気の対策をいふこととでございます。昭和五十二年度の公共事業は、昨年よりも二・四％増の四兆二千八百十億円となっております。しかし、ここで今日までの公共事業の工事発注の状況を見てまいりますと、予算が成立してから、きわめて時間を要して、数カ月たつたといふと工事の発注はできないといふ現状になっております。特に、直轄工事の事業の三倍ぐらひになります補助事業につきましては、地方自治体も非常に苦慮いたしております。地方自治体が工事の設計をいたしまして、これを上部の自治体に提出をする、それが中央の政府へ回つてまいりまして、それがまた逆の順序で都道府県、市町村というふうに伝達をされていく形、これが工事の発注を非常におくらせている原因として通常になっておまして、今回の、公共事業によつて景気回復を誘導していくといふ考えから見ましても、工事発注が早くできるようにしていかなければならない。主管の建設省としては、この点、具体的にどうお考えになつ

ているか、まず、お伺いしたいと思ひます。
○長谷川国務大臣 五十一年度の分は大体、全部完了をする。それから、この間お世話になりました補正の件につきましても、年度内に大体九八％以上いくであらうという見通しでございます。さらに来年度の五十二年度は、いま審議をお願いしているわけでありまして、大体いまの金額といふか予算を目安として早期に発注を行つていきたい、願わくは、なるべく後期の分も前期に繰り上げるぐらひの考え方でもつて進めてまいらう、こういうような意気込みで現在、進んでおるところでございますから、五十二年度の発注に対しては万全を期しております、はつきりお答え申し上げます。

○古川(雅)委員 これは万全を期していくといふかけ声だけでは、これまでの繰返しに終わるわけでありまして、具体的に、こういうふうにして発注を早めていくんだといふものを、すでにお持ちであれば、ここで、はつきりさせていただきたいと思ひます。

○長谷川国務大臣 先ほどもお話にありましたように、大小にかかわらず一つの工事を分割をして、そして早期に進めていきたい、完成を見たい、こういうようなやり方で進めておる。いままでは一つ大きなものを一会社、二会社に渡したものを、それを分割して、そして工事の推進を図つていく、まあ例を挙げれば、こういうようなやり方をしている、こういうことでございます。

○古川(雅)委員 これまで事務処理の滞りという大きな原因になっていると思ひますのであります。この点はどうでありますか。

○長谷川国務大臣 ですから、もういつでも発注できるような状態というのは、一切、事務処理も完璧を期した、こういうことでございます。○古川(雅)委員 私の要望を添えて、いま、いろいろお伺いしたわけでございますが、その趣旨を十分くみ取られまして、景気の回復に、より効果あらしめるように、これだけ実効をおさめたいとい

う実績を、ぜひ、ここで残していただきたいと思ひます。

次に、先般の大臣の所信表明の中で建設業の振興につきまして「中小建設業者の受注機会の確保」には特に配慮をしていくことを建設大臣は強調しておられました。建設業者と申ししましても、これは非常に大きな格差があるわけでございます。聞くとところによると、五十一年の六月現在で約四十万八千業者といふふうになつておるわけでありまして、特に資本金一億円以下の中小あるいは零細の業者になりますと、全体の九九％になつておる。これは東京商工リサーチが調べた建設業者の倒産状況でございますが、その資料によりますと、昨年の建設業の倒産の状況は、全産業で件数にして一万六千六百六件、その中で建設業が三千四百四十三件、実に全産業に占める割合が一・七三％といふふうな数字が出ておるわけでありまして、大臣の先ほどの答弁の中にも若干、触れておられますけれども、中小建設業者の受注機会の確保といふことについては、こういう実態から見ますと、さらに具体的な、こういう方策によつて受注の確保を達成していくんだという考え方をもちだしたいと思いますので、ひとつ、その点をお伺いしておきたいと思ひます。

○長谷川国務大臣 まさに高度成長の時代にかへまして四十万を突破する業者ができた。これに当時と同じような仕事の率を与えるといふことも、なかなか困難であるし、経済の上に変な問題だつたと思ひます。したがつて私は、その当時は別に大臣じゃありませんけれども、考えてみるといふか、今日になって、いろいろ振り返つてみましても、あの高度成長から一躍、四十八年の十月を期して、現在残っている公共事業も翌年度事業も、すべて、ここで一たん中止をする、発注を見合わせろというふうなこともあつたわけでございます。そして、それによつて物価の抑制をやろうという考え方が政府の考え方であつたと思ひます。こういうふうな点からの影響をこうむつたといふことは、これは見逃すこと

のできない事実だと思ふのでございます。したがって、こういうような事態と今日また違つてまいりまして、低成長時代で、その景気回復という面については公共がよろしいんだ、先ほど言ったように公共で一・八五の効果があるというなら、これに準じた方途をやつていかなければならぬ。それには、いま御指摘のような、つまり小さい業者を共同団体でもつくらせて、そして、その共同団体を一括したもので、資本の少ない、仕事の少ない小さいものは、その小さいものの団体を一個と見て、仕事の方はなるべく回していくようにやろうではないか、こういうようなやり方と、先ほど申し上げたように一工区を二組、三組、四組というように分割してやるとか、五人を組ませて一仕事をやるとかというやり方に変えていきたい、こういうふうな考へております。

○古川(雅)委員 特に、私の知っている範囲では、非常に小さい零細業者の倒産が多いわけでありまして、いわゆる建設企業のランクでいうA、B、C、D、E、この中でA、Bは、この不況の中でも何とか、ともかくやっているわけでありまして、その下のC、D、Eというところに倒産業者が非常に集まっております。しかも、民間受注の激減が、こうした業者をさらに苦しめているわけでありまして、こういう点に対して、いま私の申し上げたC、D、Eという、そういうランクにある業者に対して官公需受注の機会とか、そういう面をひとつ、さらに具体的な考へ方をお示しただきたいと思ひます。

○長谷川(國務)大臣 もちろんC、D、E、この点については十分考へを今回いたしております。特に、その中にも加わらないのはたくさんあるわけでございますから、その小さいものは、いま申し上げたように一つの共同団体をつくらせよう、そういうふうにして発注したものが受けられるようなことにしていこうじゃないか、こゝまで考へて、現在は発注の用意をさせておるといふことございませう。

○古川(雅)委員 これはひとつ、ただいまの大臣

の示された対策を、この時期にありまして何とでも強固に推進をしていただきたい。それによつて大臣の所信に述べられた「中小業者の受注機会の確保」ということが現実のものとして保証されていくものになると私は思ひます。

同じく、この問題に関連いたしまして、中小業者が大手の建設業者の圧迫で、どうしても、こうした受注の機会を損なわれるような幾つかの要素がある。これをひとつ一般的に指摘をいたしまして大臣の御所感を伺いたいと思ふのであります。

特に、いわゆる大手に目立つわけでありまして、建設会社が設計コンサルタントと提携をいたしまして、しかも、そのコンサルタントには、建設省あるいは公団、元公務員をういつたところから役員が配置をされておられて、かなり重要なポストを占めておられるわけでありまして、ここで、いわゆる発注の情報が筒抜けになっている。設計内容あるいは工事発注のおおよその金額が、落札を希望する大手建設企業に入札以前に情報が筒抜けになっているという問題、これはすでに、またには公然の秘密として指摘されているところでありまして、こういった事実を建設省当局として掌握をし、あるいは認識していられしやるかどうか、まず、その点をお伺いしたいと思ひます。

○長谷川(國務)大臣 実は、そういうふうなお話を承りまして調査をしたのですが、実態はまだ把握することができておりません。したがって、いま、コンサルタントの設計業務を発注する場合には、もし、そういうふうな機密を漏らす場合、漏らしたてはならないという契約書もあることございませう。もし、そういうふうな不当な業者があつたとするならば、これは即時、指名を、そのコンサルタントには与えないというふうなことにしていきたい、こういうふうな考へております。

○古川(雅)委員 私は中国縦貫道路の工事の中で、すでに完成をされた部分、また現在、工事が進行している部分の工事について、一部こうした情報を入手しているわけでありまして、道路公団といたしましては、こういう重大な問題について

何らかの情報を得あるいは認識をしていらつしやいますか。

○吉田(参考)人 ただいま先生からお話がありまして、たゞしな事実は、私はないと信じております。と申しますのは、なぜ、そういうことを申しますかと申しますと、当道路公団の主要な工事を占めておりますのは、やはり土工工事であるかといふふうに思ひます。土工工事の詳細設計をコンサルタントへ出す場合には、おおよそ市町村単位で出している。市町村単位で出すといふことは、要するに設計協議が整い次第、詳細設計に移る、こういうふうな姿でございます。一方、工事発注する工事の単位といふものは必ずしも市町村単位と同じやない場合が多いと申します。といひますことは、その工事の土の配分、土工量の配分に応じて工事区間を決めていく、こういうことがまず主要な要素。

それからもう一つ、その区間の中に、たとえば橋梁工事などがある場合には、別途設計で行つております橋梁の下部工事も、その中に組み合せていく、かような姿になっております。したがって、そういうふうな二つの設計書を組み合わせて一つの設計書にする、あるいは一つの設計書を分断をする、かような作業は公団の職員が直接行つておられるわけでございます。

それからまた、もう一つ、コンサルタントから出てまいります提出書類の内容といふものは、設計の図面と、それから応力の計算書それから、そういうことに基づく数量表でございまして、そういうものをもとにいたしまして公団の職員が積算をして工事発注を行つていく、かような姿になっておられるわけでございます。

また、先ほど大臣からも答弁がありましたように、コンサルタントには守秘の義務を課しております。

さうなことで、いま先生からお話のあつたことはあり得ないことじやなからうか。私は、ちょっと信じがたい、かように考へております。なお、当公団といたしましては、これから大

量な工事を出すわけでございますが、当然、設計というものは外注にならうかと思ひます。したがって、いま先生のお話がありましたように、情報が一、漏れるというふうなことはないように私たちは厳重に注意をし、対処してまいりたいと思ひます。また、私たちは知らないのですが、先生の御指摘のような事態が万一あつたといひましたら、そういうような業者につきましては当然、今後は契約の相手方から外していききたい、かように考へております。ひとつ御了解願ひたいと思ひます。

○古川(雅)委員 この点につきまして私は本日は指摘だけにとどめさせていただきます。ただ、全くそういう事実がないと断言される以上、私はあえて企業名はこゝで述べません、墨でつぶしてまいりましたが、これは、ある建設会社と設計コンサルタントとの間で交わされた覚書であります。

これは、いわゆる建設会社を甲として設計コンサルタントを乙といたしておいて「相互の社の発展を図るため設計コンサルタントに関する業務を下記の通り提携し本覚書の通り約した」ということで以下、数項目並んでいられるわけでありまして、その中にはつきりと、一つには「甲・乙双方の業務提携の対外的表示並びに人員派遣等については、必要に応じてその都度甲・乙協議し決定する。」「甲は乙の営業活動について協力し、受注量の増大を計る。」「乙が設計受注に際し、その設計が甲の受注希望工事である場合、当該設計料については甲・乙協議の上その都度決定する。」「情報を流してもらつたら、それだけちゃんと見ようじやないかという表現がきつとあるわけでありまして、これは明らかに刑法第九十六条ノ三、競売入札妨害並びに談合行為を禁止しているこの条項の違反になるし、百歩譲つても抵触する疑惑が十分生じてくるのではないか、このように考へるわけでございます。まして私の言わんとするところは、こうした大手の建設会社と設計コンサルタントの間の筒抜けの關係があることによつて、いわゆる中小業者の受注の機会を著しく損ね

れによりますと前年度が十五万八千戸ということ
でございまして、両方を足してみますと一三・四
％という伸びになっております。それから、さら
に公庫の個人持ち家これも、どちらかと言えば民
間の応援でございまして、公庫の公的持ち家の
伸びも加えてみますと、全体で八十六万五千戸、
前年同期の七十八万三千戸に対して戸数の上では
伸びておるといのが実情でございまして。ただ、
先生ただいまおっしゃいましたように、今後の勤
労者世帯の実収入の低下等も、ある程度、予想さ
れるということでございますので、民間個人住宅
の建設の促進のためには民間住宅金融、これは現
在までのところ、たとえば第一・四半期、第二・
四半期、第三・四半期とも過去に例を見ないロー
ンの貸し出しが行われておりまして、相当、順調
に伸びておるといいますけれども、今後も引き続
き安定的なローンの拡大等につきまして関係当局
にもお願いをしていきたいと思っております。

金利の点につきましては、これはやはり長期ブ
ライムレート等と連動すべきではないかという考
え方がございまして。いろいろな意味で、やはり住
宅ローンにつきましては、たつぷりで長期で低利
だというのが一番望ましいことでございます。そ
ういう方向で、今後も、そういうふうな点につ
きましての努力をしていきたいと考えております
でございます。

○十枝説明員 お答えいたします。
まず最初に、最近の民間金融機関によります住
宅ローンの状況を申し上げたいと思っております。

全国銀行の総貸し出し残高、これはいわば住宅
ローンだけではなくて、一般企業向け貸し出しも
含めましての全体としての貸し出し残高でござい
ますけれども、この残高は、最近ずうと前年対比
で一％程度の伸びとなっているわけでありま
す。それに対して、同じ時期におきます住宅
ローンの残高は、大体三〇％を超える伸びで推移
しているわけでありまして。そういう意味で、ただ
いまのところ、私どもの認識といたしましては、
民間金融機関による住宅ローンは順調に推移して

いるというふうに理解しておるわけでありまして。

次に、民間金融機関による住宅ローンの金利の
問題でございまして、民間金融機関の金利
は、それぞれ金融機関ごとに、まちまちになって
いるわけでございますけれども、民間住宅ローン
で一番主力をなしております銀行の金利について
申し上げますと、これは貸し出し期間ごとに違
う金利がつけられているわけでございますけれど
も、一番普通の、期間が一年から二十年もの
いうので申し上げますと、現在、年九％というレ
ートになっております。これは実は企業に対する
最優遇金利であります長期プライムレートが現在
九・二％になっておりますので、九・二％に比べ
まして、それよりも低くなっているということ
で、いわば民間金融機関によるローンといたしま
しては、金利も、この辺が限界ではなからうか、
現在の金利体系をもとにいたしますと、この辺が
限界ではなからうかと考えておる次第でありま
す。

○古川雅委員 私が指摘いたしました、物価の
高騰に対して実収入が伸びていないということが
非常に大きなネックになっているわけございま
して、いろいろ、いま数字をお並べになりまして
御答弁をいただきましたけれども、実際問題は民
間資金による住宅の建設の意欲というのは非常に
低下してきているという、この現状の認識だけ
は、ひとつお忘れのないように、具体的な対処を
お示しいただきたいと思っております。

公団住宅の問題に、もう一度、戻りますけれど
も、その中で一つ、お伺いしたい問題として敷金
の問題がございまして。これは私の認識が間違っ
ておれば御訂正いただきたいと思うのでありま
す。たとえば三DKで初年度に六万九千六百円と
いうような家賃をお払いになる場合、これは傾斜
家賃で十年後に十二万六千六百円になるわけであ
りますけれども、敷金は、この最終年度の十二万
六千六百円の三ヶ月分、これに最初の家賃を加え
ますと、家賃と敷金と両方で四十四万九千四百円
という金額になるわけでありまして。これは日本住

宅公団法の第一条にうたっております、住宅に困
窮する勤労者のために住宅や宅地を供給するとい
う趣旨から著しく逸脱をする、非常に大きな負担
になっておるわけでありまして。この支払い方
法については何らかの救済策がないように私は承
つておるのでありますが、この点、住宅公団総裁か
らでございます。

○有賀参考人 お答え申し上げます。

住宅公団の敷金につきましては、ただいま先生
御指摘のとおりで、傾斜家賃の場合は最終家賃の
三ヶ月をいただくということになっております。
この点は御指摘のとおりでございます。

私ども、家賃につきましては、中堅勤労者の所
得の適正な負担で入居ができるようにということ
で、傾斜家賃制度を採用し、資金のコスト等も下
げたりいたしまして、大体、中堅勤労者の所得の
一五ないし一六％というもので当初、入居できる
ように、こういたしております。その後、傾斜家
賃で順次、上がっていくわけでございますが、そ
の上から方につきましても、勤労者の所得の伸び
等を考慮いたしまして、七％以下程度で伸びてい
くようにというふうな措置を講じているわけござ
います。ただ敷金につきましては、私ども賃貸
借契約におきまして、三ヶ月というものの家賃の
滞納がありまして、三ヶ月というものを当初
から家賃の三ヶ月をいただくというふうになっ
ておりましたけれども、特に御指摘のような昨今
の家賃の事情におきましては大変、高額になる場合
がございまして。基本的に、こういう問題を検討す
るということになりましたら、今後いろいろ面
から検討していかなければならないと思いま
すけれども、私どもといたしましては当面、特に高額
になりまして問題が生ずるといふような場合にお
きましては、関係当局といろいろ相談いたしまし
てケース・バイ・ケースで、どのような措置をと
っていくかということについて検討してまいりた
い、こういうふうに思っております。

○古川(雅)委員 これは住宅公団に対する大蔵省
からの財政投融資と、その返済計画との関連はご
ざいせんか。大蔵省の意向の問題で、いま私が
指摘しました問題の解決がむずかしいという点
がありましたら、その点、一言お答えいただきたい
と思っております。

○有賀参考人 この問題につきましては現在、財
政当局も相談中でございまして、これからいろいろ
と御相談申し上げたい、こういうふうに考えて
おります。

○古川(雅)委員 その点につきましては私も今
後、十分に関心を持って、その経緯を見てまい
りたいと思っております。

お約束の時間が非常に切迫をしたようござい
ますので、最後に道路問題につきまして一括し
て、お伺いしておきたいと思っております。答弁漏れ
のないように、ひとつお願いを申し上げます。
第七次の道路整備五カ年計画が五十二年度で終
了するわけでございます。五十三年度から新し
い道路整備五カ年計画が決定するわけございま
す。この整備計画が昭和二十九年に決定をいた
しましてから、三十年代、四十年代、四十八年秋
の石油ショック、こうした日本経済の非常に大き
な変動の中で今日まで変化を遂げてきたわけござ
いますけれども、今日の安定成長の経済の時代
に入りまして、おのずから、この考え方に根本的
な改革が求められるのではないかと。結論を申し上
げまして、いわゆる道路整備については、すでに
議論は多々されていると思っておりますけれども、質を
重視する軌道に修正しなければならぬ、という
う時代に入っているのではないか。これまでの道
路整備は、距離をかせぐという表現をされてお
りますように、量の時代であったわけでありま
す。これまでの議論を聞いてまいりますと、質的な転
換を図る、軌道修正をするという答弁は確かに
出ておりますけれども、そこで当然、では距離を犠
牲にしても質的な転換を図るという軌道修正に入
っていくのか、その点が非常に大きな問題にな
っていくかと思っております。距離を伸ばす点も犠牲に
しない、また質的な転換も図るということになり

ますと、これはまた道路財政を二割なり三割なり膨張させなければならぬ、こういうネックもございませう。それがまた一般大衆の負担という形で覆いかぶさっていく、こういう不安も残ってまいります。いずれにいたしましても、そういう点、第八次の計画の作成に当たりまして当然、最終的な決意と結論を得なければならぬと思うのでございませう。その点についての考え方はいかがでございませう。すでに何回も言われておりますとおり、いわゆる環境の保全、住民の生活の保護、環境のいい道路づくりに転換をしていくということが必要になってくると思いますが、その点まず具体的に対応策をお示しいただきたいと思ひます。

なおかつ高速道路等が特に問題になりますが、その建設に当たりまして、これからは、そういうインター周辺であるとか、あるいはまた従来の生活道あるいは水路等を遮断する場合に、その機能を回復する交換的な設計のあり方、そういうものがこれから問題になるということは、たびたび言われてまいりましたけれども、すでに、これまで計画、そしてまた用地の買収等にかかっているものについては、どうなっているのか。第八次から考えるという御答弁が出そうなきがいたしすけれども、これまでの点についてはどうか。かく申しますのは、建設省のこうした基本的な姿勢と、また現地の住民要求との間にはさまりまして、市町村あたりの住民対策室、そういうところで奮闘している第一線の皆さんにとりましては、いわゆる基本設計の段階から、こうした環境保全開発と申しますか、そういう姿勢を求めているわけでありませう。これは再三、建設省に陳情を重ね、要求をして初めて、そうした要求が少しずつ実っていくというふうなことでございまして、従来のそういう姿勢にありましては、今後の道路整備、道路開発には非常に大きな支障が残っていくと思うのでございませう。

るる申し上げましたけれども時間になりましたので、以上の点につきまして具体的に御答弁をいただきます。

ただきまして、私の質問を終わります。

○浅井政府委員 お答えいたします。

第八次道路整備五カ年計画の策定は現在、進行中でございますが、その中で、これからの道路整備のあり方をいろいろ勉強いたしております。先生の御指摘のように、質が量かを判断する非常に重要な時期に来ておるわけでございます。確かに、これまでの道路整備は距離をかせぐという考え方で、やむを得ず伸びてきたと思ひますが、これも道路の過去のストックが欧米に比べて大幅におくれておりました事情からいって、これだけの経済成長を支えるためには、距離をかせぐことはやむを得なかつたというふうな考へておりましたが、やはり、そのしわ寄せが今日あちこちで、いろいろな道路の周辺の問題として起きてきているわけでございます。これからの経済安定成長下の道路整備のあり方としては、どうしても質に重点を置いて道路整備を進めていくという方向に軌道修正をせざるを得ないと思ひます。しかし量的にも、まだまだおくれにいたるわけでございます。まして、全国津々浦々からの道路整備に対する要望は、いまだ非常に根強いわけでございます。これらに対応するためネットワークの整備というものが、あわせてやっていかなければならないというふうな考へております。

それから御指摘の高速道路等の建設に伴う周辺の土地利用との関係、あるいは、いろいろな施設の機能回復の問題等につきましては、従来から高速道路を計画する際に幾つかの段階を踏んでやってまいっております。原則的には従前の機能を一〇〇％回復する、維持するというねらいで道路の設計等をやっておりますが、これらも設計協議の段階で十分に地元と話し合いを進めながら、関連のない道路づくりに努めてまいりたいというふうな考へております。

○北側委員 渡辺武三君。

○渡辺(武)委員 最近にわかに住宅公園の問題が取り上げられまして、先ほども問題になっておりましたように、建設省の中に事務次官を長とした

特別委員会が設けられて検討が続けられようという問題の中からお考えいくと大変に問題解決にならないのではないかと。つまり、いま起こっております問題は、たとえば言われておりますように三悪がある。それは遠い、狭い、高い、こういう三悪が言われておるわけでございます。これらの問題を解決するためには、単なる住宅政策のみからの検討では、とても問題解決にならないではないだらうか。つまり、遠いという問題は交通上の問題がございまして当然、運輸省関係の仕事も入つてまいらると思ひます。さらに人間の環境整備という問題も当然、出てまいります。働く場所という問題も当然、出てまいります。そう考へていきますと、これらの三悪を解消するためには、また解消しなければ現在の住宅公園が抱えている問題は解決できないのではないかと考へるわけですが、その辺の認識は大臣はどのようにお持ちなのか、まず、お伺いをしておきたいと思ひます。

○長谷川国務大臣 いま緊急に、いろいろな事態が起きております。それらの問題で早急に解決しなければならぬ公団内部の問題または公団自身でもできる問題、そして建設省としてもやらなければならない問題等、こういうような問題は早急に、いま、やらなければならぬ問題だ、こう解釈をしております。したがしまして、先ほど申し上げておいたように省内にそういうようなものをつくつたということは、緊急、早急になさなければならぬ問題を三つばかりにしぼりまして、それ方について検討を加えてみたらどうか、こういうことでございませう。

いま渡辺さんのおっしゃるような問題になってまいります。これは都市政策という大きな大きな問題に入ってくるだらうと思ひます。したがって、この都市政策という問題は、安全で快適な生活を送らせようということになってまいりますと、また一つ考へ方を変えた角度から大きく見ていかなければならぬというところは当然なことだと思ひます。たとえばニュータウンならニュータウンのつくり方自身、東京都内なら東京都内をどういうふうに分けて、どういうふうに分けていくんだというふうな問題についての方針というものは、これはまた別個の考へ方から出てくるものだと思います。これは建設省だけの問題ではございませう。国自体の考へ方の上に立たなければならぬ問題だと解釈をしております。

○渡辺(武)委員 別個の問題だとしてとらえることには、私は問題があるのではないかと。別個の問題としてとらえてしまふから、そういう行き詰まつて壁にぶつかった問題を単なる住宅政策の中で解決しようと思はれる。それはやはり過去の集積がそうしてしまつたのだから、そういうことにならないように一体どうすべきであらうかという観点で取り組まなければならぬと思ひます。本来もう起こつてしまつた問題を解決するために、これは必要でございませうけれども、それだけで、この基本的な問題が解決できるとは思われぬのです。だから単なる住宅政策としてのみの観点から対策を立てても大した意味は持たぬのではないかと、実際、基本的な問題が直つていかなければならぬ。それじゃ直りますか、遠いという問題一つ考へてみた。これは住宅政策上だけじゃ問題にならないわけでは、狭いという問題は広くすれば直るかもしれないが、それにはやはり人間の環境全体の立場から関連公共施設等を非常に多くとらなければならぬという問題も出てきた。そのためには住宅の単個のものが非常に高くなつてしまつておるという問題も当然、含まれてきておるわけですから、単なる住宅政策の観点からだけでは、いま起こっている問題はとうてい解決できないのではないかと。

しかれば一体どうしていくか、こういうことを大臣みずから、やはり認識を新たにされて、そして住宅政策そのものが大きく転換をしていかな

ければならない時期に來ている。そのあらわれが、いまの公団の壁にぶつかった姿ではないか。もちろん、その壁にぶつかった姿を、そのまま放置しておけというのではありせんよ。当面の問題は当面の問題として早急に手を打っていただくということは必要なんだけれども、ともすると、それだけで終わってしまうおそれがある。そうではないのだ。この問題はやはり根本的に考え直さなければいけない問題を含んでおるのだ。それはまた別の問題でございまして、都市政策の問題でございまして、都市計画局で何とか、何とかということになつてしまつと、これはやはり問題をそのまま温存をしていくことになつてしまふ、こう考えるわけですが、いかがですか。

○長谷川國務大臣 省内の都市計画局くらの考

え方で目的を達する問題ではないと思つてです。ですから関連のある各省が集まり、政府そのものの自体の考え方が、ここに統一されていかなければならぬ大きな問題だと思つてございします。ですから、たとえば家のつくり方から始めまして、多摩のようなやり方があるとか、こういうような面と諸外国との比較をしてみて日本はどうなんだというようなことも当然、考えていかなければならぬ問題で、いまの住宅公団そのものが誕生するときは、もうこれよりほかはない、何とか、これでやつていこう、これでなければ、どうにも解決つかないというような、せつぱ詰まつて追われてきたのが、いまの住宅公団のあり方だと思つてです。しかし、もう今日になつてみると、いま、おつしやつたように高いとか狭いとか遠いとかという三つの問題がある。これらの問題も早急に解決をつけていかなければならぬ問題だと先ほど申し上げたのでございしますけれども、これらの解決できる問題は早急に解決をつけていかなければならぬし、今後の住宅問題をどうするかという問題に、もっと一歩踏み出していかなければならぬときが、まさに來ている。

ですから先ほどからの御質問で、いま、いろいろ土地をたくさん持つてゐるじゃないか、何だ余

らしておくのはもつたない、何してゐるのだというお話もたくさんあります。しかし、これらは当然の御意見ではございしますけれども、やはり住宅問題を解決するのには、もっと国土全体の上に立つた大きな都市計画、私のところの局で都市計画を立てるのではなくて、国自体が、どうやっていくかという基本的なものを、まず決めていかなければならぬ。それには各省とも関連を持つ問題でございしますので、これらと打ち合わせをした政府の一つの考え方を打ち出して、いかなければ、その問題を解決することが困難ではないか、こういうふうな考えるわけではございします。早急になさなければならぬ問題を、いま、そういうような手段でやつております、こういうわけではございします。

○渡辺(武)委員 従来、住宅政策というのは、とも

すれば人間にベッドを与えるという観点で進められておつたと思つてゐる。その結果は大都市の人口分散にもつながらないし、郊外に住宅をつくらせてみたところで、働く場所は都市の中心にあるというところにならば一層、交通渋滞を激しくしておる。いろいろな都市的な問題は一向に解決をしていないのです。それはやはり基本的にベッドタウンをつくるのだという考え方に乗つておるから、そういうことになつてしまつてゐるのではないかと、本来的都市そのものの機能を回復させるためには、ベッドタウンではなくて、むしろニューシティをつくるのだという考え方に立たなければ、やはり、それらのいま起こつてゐる、いろいろな問題を解決することにはつながらないのではないだろうか。

それには、そのように法律的な対応もしていかなければいけないということ、実は、いろいろ調べていきましたと、たとえば新都市基盤整備法なるといふものは実際には、もう五年前にできておるのです。この人口の規模の是非については考え直さなければいけないかもしれませんが、新都市基盤整備法なんといふものは、法律はできましたけれども実際に運用されてゐない、適用され

ていないのではないかと気がするのです。この法律自身も大都市の過密人口を分散させていこう、そしてニューシティをつくつていこうという考え方が基本にあつたはずなんですけれども、実際には、そのように行われていない。その延長は、やはり依然としてベッドタウンづくりに終始してきつたというのが、いままでの実績ではないであらうか。そういう集積が、いま、いろいろな問題のうみが出つたところにあることなんです。したがって具体的に、新都市基盤整備法ができてから実際にそれが適用されてゐるのかどうか、その実態。あるいは、その法律の内容が、すでに今日の段階では、もう手直ししなければいけないようになってゐるのかどうか、この辺はどのようにお調べになつておられるでしょうか。

○大富政府委員 御指摘のとおり、新都市基盤整

備法というのは四十七年六月に成立していただいたわけではございしますが、これは全面買収による新住宅市街地開発法と区画整理法の二つの大規模開発の手法が、いままであつたわけではございしますが、いわゆるこの全面買収と区画整理法を一緒に併用した第三の開発手法ということでもスタートしたわけではございします。その目的は、御指摘のように単なる宅地開発ということではなくて、新市街地をつくるんだ、新都市の基盤を整備するんだというところで、この法律は構成されてゐるわけではございしますが、こういううまいな新市街地の基礎をつくるものといううたい込みなものでございしますから、この要件といたしましては五百ヘクタールという規模を最低にいたしております。現在のところ、まだこれだけの五百ヘクタールを超える大規模な計画がございせんものから、せつかく、いい手法としてできましたけれども、今日に至るまで、まだ一件も適用いたしてありません。宅地開発公団は、御承知のように大都市地域における大規模宅地開発、新市街地を形成しつつ大量に宅地供給する、これも同じような趣旨でできた公団でございしますので、今後この宅地開発公団が大規模開発する場合の、かつこうな手法だとい

ぐあいに私は考えております。

○渡辺(武)委員 四十七年に忙しいのに一生懸命に審議をした法律は、そのまゝ五年間、眠つておつたということではございせんか。そうなりますと本当は基本的な認識がなかつたのではないかと云わざるを得ないのです。実際の法律は、もう五年前にできていた、そういう兆しを考えたが、つゝつたんだけれども実際には五年間、眠らしてしまつた。現実には、そういう問題が出てきて、いろいろな壁にぶつかつておる、こういうことですから、そう考えていくと、基本認識を本当にしっかりと持つていないと、われわれが質問すると、将来方向としては、そういうような認識をしております、こうおつしやるけれども現実に認識してゐるかどうか、大変に疑わしい。また認識してゐないかと断定せざるを得ない現象が出てゐる、こう言わざるを得ないわけではございします。

確かに、欧米諸国を見ていきましたが、この都市政策というのは人間がいろいろな試行錯誤を繰り返しながら、いろいろな開発手法の変遷がございします。しかし、手近なところでヨーロッパあたりでも、あるいはイギリスあたりの都市開発のあり方を見ておりましたが、相当な期間を経て、いろいろな試行錯誤を繰り返しながらやられておるのです。参考になるところがたくさんあるのです。だから日本が同じように試行錯誤を繰り返す必要はないのです、実際は、つまり実験はすでに済んでおる、こう見てくるならば、もつともっと早く、それらに対応しなければならぬのではないかと。

たとえば、いま交通事故、交通渋滞で大分、騒がれておりますが、イギリスあたりの都市政策を見ておきますと、いわばニュータウン法という法律ができておつて、そして、このニュータウン法そのものも、いろいろな変遷をしております。変遷をしてありますが、現在のニュータウン法によつて、いろいろ考えられておることは、われわれが見ても大変参考になることが非常に多いのです。実際、新しい都市は完全に歩車道は分離をさ

れておる。もう、すべてが信号なしで目的地へ着くような道路計画になっておる。そういうのがほとんどと実際には建設をされておるのです。同じイギリスの中でも、そういう新しい手法で開発したところ、古い手法で開発したところと比較すれば、交通事故一つとってみても何十分の一というように安全率が高くなつてきておる。だから、古い手法で開発された都市は、どんどん、また改造が加えられていつておるわけですから、もう、そういう実験都市といいますが、実験段階は、すでに、もう諸外国で終えておるわけですから、日本が同じようなことを繰り返す必要はないわけですよ、実際は。そういうことを見ながら、もっと早く思い切つて基本認識を改めて、ニューシティーづくりというものをやるべきではないか、また、やらなければならぬ、こう考えるわけですが、この辺はいかがです、大臣。

○長谷川国務大臣 非常に高邁な理想でございまして、何もつけ加えるところはないと思ひます。できるならば、ぜひ、そういう方向づけをしていきたい。そういうようなことから考えまして、御承知のように筑波学園とか、あるいは鹿島工業団地のようなどころも幾分か、そういうようなものを取り入れてあるというように感じがいいたしますけれども、そんなものでなくて、もっと渡辺さんのおっしゃるような、そういう面についての考慮というか、大体、日本という国、国民の習性を、いまだ、そのままやっておる。ベッドタウンというのは大体、日本人の習性みたいなもので、これを今日になつても、そのまま行つていくというところに、改革ができてない、おくれおるというところは私は十分認めざるを得ないと思ふ。したがつて、そのような理想にということではなくて、もう理想ではなくてきておるのじゃないか。そうなきなればならない時代を、まさに迎えておるといふ点については、ありがたく拝聴いたしまして、そして、そのような方向づけは、なるほど、ごもっともだというように私は承つておきます。

○渡辺(武)委員 討論会をしておるわけではありませんから、実施をしたらわなければならぬわけですよ。私は先日あるところで、この問題について討論会で対談をしたわけですが、突き詰めていきますと、これはもう教育問題にまで突きはつたりを持ってくるのです。確かに、いまの日本人の意識構造はいろいろなものに大変、災いを及ぼしておる。自分さえよければいいという、いわばエゴイズムが蔓延しておる。したがつて終末処理場一つで済まない、道路一本で済まない。いろいろ分析していきますと、すべてエゴイズムにぶつかつてくるのです。だから、そういう面では公共の福祉というものを一体どう考えておるのかという基本的な問題にまでぶつかつてまいります。

○長谷川国務大臣 非常に高邁な理想でございまして、何もつけ加えるところはないと思ひます。できるならば、ぜひ、そういう方向づけをしていきたい。そういうようなことから考えまして、御承知のように筑波学園とか、あるいは鹿島工業団地のようなどころも幾分か、そういうようなものを取り入れてあるというように感じがいいたしますけれども、そんなものでなくて、もっと渡辺さんのおっしゃるような、そういう面についての考慮というか、大体、日本という国、国民の習性を、いまだ、そのままやっておる。ベッドタウンというのは大体、日本人の習性みたいなもので、これを今日になつても、そのまま行つていくというところに、改革ができてない、おくれおるというところは私は十分認めざるを得ないと思ふ。したがつて、そのような理想にということではなくて、もう理想ではなくてきておるのじゃないか。そうなきなればならない時代を、まさに迎えておるといふ点については、ありがたく拝聴いたしまして、そして、そのような方向づけは、なるほど、ごもっともだというように私は承つておきます。

省関係の問題が当然出てくるでしょう。そうなりますと当然そこに交通をどうするかという運輸省関係の問題も出てくる。そういう一大プロジェクトチームが編成できるような、あるいはお役所自身が縦割り行政でなく、十分に横との連携がとれるような総合省ができてなければいけないのではないかと。これは本当は単なる住宅問題だけではありません。交通問題一つ取り上げて、もういふことが言えるわけですよ。これもアメリカなんかの例を見れば、アメリカは総合開発庁ですか、こういうお役所がもうできておつて、うんと広い範囲で新しい理想的な都市建設のための仕事ができるようになっておる。ところが残念ながら、わが国は依然として縦割り行政が続けられておつて、お役所間のなわ張り争いが行われておる。

たえば住宅一つとつてみてもそうでしょう。建設省の中に住宅生産課だったか忘れましたが、住宅をつくる課があります。通産省へ行きますと、また、これあります。どうして、こんなところにも二つもあるのかと思つて、いろいろ調べていくと、通産省はつくるという立場から、建設省はその居住者の立場から、そういうものがあるのだそうです。つくる立場と居住者の立場と別々に、そういうお役所をつくつておいて、いわば、その有機的なメリットを享受するわれわれ人間が、本当により有効なメリットが受けられるだろうか、こう見ていきますと疑問を持たざるを得ない。むしろ、それらは合体をして、つくる立場も入る立場も、すべて総合した中で十分に考えられたい、こういうふうには本当は変わつてこなければいけないと思ふのです。そういう面から見えていきますと大変、問題があるのではないかと。この辺の大臣の今後の御決意をお聞きしておきたい。

○長谷川国務大臣 おっしゃるような方向に進むことができません。交通の緩和もできません。また住宅と働く場所が本当に歩いて行かれるような方向にもなるだろう。住宅公団、帰つてしまいましたが、大阪と神戸に、それにやや似通つたようなものをつくつていきたいというふうな話を、きのう、ちょっと承りました。いま、おっしゃるような方向ではないけれども、その中に住宅を置くようなものか、そして周囲に働く場所がある。そうすると余り、そう車を使わなくても出ていけるのではないかと、交通緩和もできるじゃないかと。まあ、これとは別個にいたしまして、渡辺さんのお話のような方向に行つていきたいと思います。私も何とか考えを一に統一見解を出してみたいというふうに考えます。

○渡辺(武)委員 時間が切迫いたしました。おりますから、あと簡単に御質問を集約していききたいと思います。私は大体いまままで都市政策におけるマクロ的な見解を大臣にただしてまいりました。あと一、二ミクロの立場で個々の問題について御質問をしたいと思ひます。

まず第一に、現在、宅地の造成に伴つて関連公共施設負担の増大が非常に大きな問題になつております。これらの公共施設負担の増大の現状というものは現在どうなつておるのか御説明願ひたい。

○大宮政府委員 現在、宅地開発で一番難点とされている問題は、この関連公共施設負担の負担が非常に多くなつたということでございます。これは民間でございまして、社団法人都市開発協会の調べによりますと、民間事業者の場合には、こういった関連公共施設負担の宅地原面に占める割合は五〇%ということになつております。これを住宅公団の場合について調べてみますと、住宅公団の場合は区画整理でございまして、開発規模によりまして、この場合でも、おむね三〇%から五五%くらいの負担になつております。

○渡辺(武)委員 そうしますと、わかりやすく言つて、五十坪の宅地を買つた場合には百坪分の金を払わなければならぬ、こういうことになりませんか。であるから勢い地価は倍額だ、こう見ておかなければならぬ。そうなりますと、これは大変な

ことになるわけでございます。本来的に関連公共施設といふものを一体どこが負担するかという基本的な問題を、やはり早く統一をしなければならぬ、こう考えるわけですね。

そこで、建設委員会も四十七年でしたか、実は、この委員会として決議をされておりますね。

お忘れになっていないと思うけれども「宅地開発等に伴う公共施設整備のための地方財政負担の軽減等の措置に関する決議」というのが実は四十七年に、この建設委員会でもやられておるんですよ。これらについては、どう処置をされておりますでしょうか。

○大宮政府委員 まず第一点に御指摘になりましたように、確かに原価に占める関連公共施設負担の負担というのは五〇％ということでございますが、単純に言いましたも、土地を買収して何にも手をつけなくとも半分しか宅地にならないというところでずから倍の値段になる。したがって、素地価格自身がある程度の採算のとれる程度のものでなければ、とても使いものにならないというのが大前提でございます。

それから第二番目に、しからば一体こういう関連公共施設の状態はどうなっているかという御指摘でございます。当建設委員会で御決議いただきましたのが四十七年でございまして、これ以後、逐次、私どもは改善いたしているつもりでございます。

まず、児童生徒急増市町村における小中学校校舎の補助率の引き上げ、当時はまだ二分の一でございましたが、これを三分の二に上げるということとございましたが、これは四十八年に実現いたしております。それから児童急増市町村における幼稚園園舎の補助率の引き上げ、これは当時三分の一でございましたが、御決議は三分の二ということとございましたが、四十九年段階で二分の一まで引き上げております。それから三番目に、人口急増市町村の消防施設の補助率の引き上げ、これが当時三分の一でございましたが、御決議では三分の二ということで、これが四十九年段階で二

分の一、その他公共下水道、流域下水道、都市下水道等、逐年、内容は改善いたしているつもりでございますけれども、私ども、まだ、これで十分だとは思っておりませんので、御決議の趣旨に従いまして、また今後、努力いたしたいと思っております。

○渡辺(武)委員 四十七年に当委員会で決議をいたしました、その措置は、実績を調べてまいりますと、まだまだ十分とはいえないものがたくさんございます。どうか一日も早く当委員会の決議を遵守をされまして、この決議が実現できるように、なお一層の努力を要望しておきたいと思っております。

次に、あと一点だけ伺いをいたします。建設省の都市局の「都市局関係予算説明資料」を拜見をいたしますと「街路事業」の中に「総合都市交通施設整備事業の実施」という項がございます。この内容と、それから今年度行おうというとしております事業の概要について、ちょっと御説明をお願いいたします。

○中村(清)政府委員 お答えを申し上げます。いま御指摘がございました総合都市交通施設整備事業でございますが、パンフレットにも書いておきましたように大体、主要都市の核要地区で非常に交通が混雑しておる、これを具体的に申しますと、たとえば駅前でございますとか、あるいは商業の中心地でありまして、人、車の交通量が非常に多いところにつきては、道路交通の安全と円滑化を図るという意味合いから、従来は、たとえば警察庁が交通規制を別途にやり、建設省は建設省で街路整備なり歩道整備をやるというところで、ともすれば、ばらばらになりがちでありました行政を、ともかく総合的にやろうということとございました。まず建設省のサイドとしては、街路なり、あるいは歩行者専用道、これを整備するということと大前提にいたしまして、それが整備できた後に交通規制をどうするか、あるいは、その際、交通規制に伴いましてバス路線の再編といひますか、変更を伴う場合もあり得ると思

います。そういうことを、ともかく一体的にやろうじゃないか。したがって、別に新しい制度ではございませんで、従来ありました制度、ともかく総合的にやろうということで、五十二年度からは、これは場所はまだ現在いろいろ検討中でございますが、全国で約四カ所程度の土地を選びまして、五十二年度は、そこにつきては、まず調査、測量をやりまして計画を具体的にたてて、計画に従いまして後どうするか、これは先ほど申し上げましたように街路事業を進める、歩道の整備をする、あるいは交通規制を総合的にやる、一方通行をする、場合によっては、それに伴ってバス路線の再編成をする、こういったことを将来の問題として考えていきたいというふうに考えております。

○渡辺(武)委員 都市局長、それは都市局の中だけで、おできになるのですか、いま、おっしゃったことは。

○中村(清)政府委員 申しおくれましたが、都市局だけでは、なかなかできない問題でございます。交通規制の問題につきては警察庁がございします。バスの路線という問題につきては運輸省の問題がございします。したがって、総理府の交通安全対策室が中心になっていただきまして、あそこで調整をとっていただきながら、関係各省庁、協調しながらやろうという仕掛けに現在なっております。

○渡辺(武)委員 交通安全対策室なんというものは、そのようなことをやれるところじゃないのですよ。あれは予算書を見たって貸し部屋をやっていただけなんです。だから都市局がこうお書きになっても単なる名目をお並べになっただけに終わってしまうのではないかと。実を言うと、御質問申し上げたわけですが、この資料をずっと見ていきますと、七番目に「街路交通調査」というのが出てまいりまして、そして、ここで調査をするのだ、こういうことが出てくるのですよ。歩行者、自転車等の交通手段とか、せいぜい、このくらいの程度ならわかるのですよ。とこ

ろが街路事業の中で総合的な都市交通施設の整備事業を実施するのだときいてから、ほんとにできるのかいなと思つて実はお聞きをしたわけですよ。

○中村(清)政府委員 御心配をいただくのは非常にありがたいのですが、私どもは御期待に背かないように一生懸命やりたいと思っております。

○渡辺(武)委員 そういふことで実態は、私は交通安全委員も長く、もうやっておりますけれども、そういうことにはなっております。単なる貸し部屋で各省を集めて文句を言わせるだけに終わっているのです。そうなりますと都市局が幾ら計画を立てていなくても、なかなか建設省は何を言っておるかという省が出てくるのです。だから本当におやりになるなら、もっと別な方向を考えた方がいいのではないかと心配をするから、ここにお書きになっただけでは名目に終わつてしまふはせぬか、こういう心配は十分に持つておるのです。だから心配に終わらせないようにやつてちょうだい。

○北側委員長 瀬崎博義君。

○瀬崎委員 先ほど大臣は住宅問題、特に公団住宅について、狭い、高い、高いという問題は早急に解決が必要だし、解決のできる問題だ、こうおっしゃったと思うのであります。問題は、そうだとすれば、そのために必要な手を打つかどうかにかつてくると思ひますので、政府がその手だてをしていくかどうか、この点について質問をいたしたいと思ひます。

○長谷川国務大臣 先ほど申し上げましたとおり、省内にその委員会をつくりまして次官が長となり、狭い、高い、高いという問題を、どうやら早期に解決ができるかというようなことについて、たゞいま、せっかく協議中でありまして、なるべく早期に解決をつけたい、こう考えております。したがって狭い面は、二DKというやつを二つを一つにするとか、あるいは三つを二つにするとか工夫をこらして、そして現代の要

求に應じられるような施設に改良していきたい、
 こういふふうに考えておる次第でございます。

○瀬崎委員 新聞等の報道では、その具体案が出るのは八月がめどだといふふうなことでしたが、
 そういふ悠長なことではないんだらうかということ
 を、お尋ねしたいのです。

○長谷川国務大臣 数もたくさんあることでござ
 いまして、全部で、そのくらいの余裕を見なけれ
 ば、そのような三問題の解決はなかなか困難じや
 ないでしょうか。

○瀬崎委員 年間約五十億以上と言われる家賃の
 収入欠損が現に生まれているわけですね。今日こ
 れは一日に幾らぐらいいなりましようか、こうい
 う家賃収入の欠損は最終的には一体どこへ、しわ
 寄せされるのですか。

○有賀参考人 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、空き家によりま
 して五十数億の収入が減らなっておりますことは事実
 でございます。これは損益計算いたしまして欠損
 になるといふふうな種類のものではございません
 で、本年予定した収入が入ってこないということ
 でございまして、その間は資金繰り資金等によつ
 て泳いでいるということでございます。今後、
 入居されてから従来どおり七十年間で回収してい
 くという性質のものでありますので、特別に、こ
 れが他の現在の住宅にかかるとか、そういったも
 のではございません。ただ、資金繰り資金等要り
 ますので、それに伴う多少の経費等につきまして
 は、事務費等の節減によりまして対処したい、こ
 ういふように考えております。

○瀬崎委員 資金繰り資金を特別に必要とするこ
 と自体が、経営にとっては不安定な要素だと思
 うし、また当然、借り入れ総額を圧迫するし、金利
 がついて回る、これは避けられないと思うので
 すね。

特に、三つの悪と言われますけれども、一番問
 題になっているのは私はやはり家賃だと思いま
 す。これが引き下げられれば問題は大きく解決し
 てくるのではないか。家を探し求めている人は現

にある。この点で、たとえば、まだ大都市などの
 存在しない滋賀県などでも公団住宅に大きな空き
 家が生まれているでしょう。大津市の美空団地と
 いうのができて、もう一年かになりませんが、こ
 の二DK、三DK、三DKですね、三DKで五十
 五平米ですが、三百三十戸のうち、やうと百四十
 戸が埋まったにすぎない。なお半分以上の百九十
 戸が空き家のまま残っているわけでありまして。こ
 れは私も直接、公団に何とか対策を講じるよう
 に申し入れたことがある問題ですが、現実には、ら
 ちが明かない現状です。なぜ、こうなるか。三DK
 の場合をとりますと、傾斜家賃で当初が最高三
 万七千円でしょう。これに共益費が二千円。こ
 の団地は公団が汚水処理施設をつくってないか
 ら、その部分については公団住宅を含む京阪のロ
 ーズタウンの処理施設を使う。つまり京阪に對し
 て払うことになる。全部足しますと四万一千円
 になるわけですね。大体、大津で、こんな住宅を
 つくって人は入りつこはないわけですね。ちなみ
 に今度は建設省のあしき指導によって公営住宅の
 方の値上げも各自自治体で問題になっているので
 す。そこで大津市が出している値上げ案なんです
 が、この中で五十年、美空団地とは同じ時期
 につくられた市営住宅、これは広さが大体五十八
 平米のクラスです。これで二万一千二百円なん
 です。それで市の真ん中にあるわけですね。約倍
 なんです。それから、さらに参考資料として民
 間の家賃の動向も市の資料についているんです
 が、この二万一千二百円の市営住宅のすぐそばに
 ある非常に便利のよい、ほぼ同型の民間の借家
 家賃四万二千円。民間と全く同レベルで、それ
 場所へんびですね。

だから、この解決がされれば私は、この住
 宅は利用されると思うのです。何となれば市営住
 宅は実に競争率二十倍なんです。しかも、
 この美空団地の場合は現在、不便には違いないけ
 れども、あのあたりなら車を持たなければ生活に
 ならない地域ですから大体、入居者は持つていら
 っしゃると思う。とすれば、そう極端に不便とい

うことはないし、丘の上にあつて見晴らしもい
 い環境はいいんですよ。しかも大体三DKまであ
 るんですから、そういう点では問題は結局、家賃
 だけにかかると。だから、この家賃引き下げの努力
 に、まず集中して大臣が取り組まれたら、それだ
 けでも私はこの空き家問題は解決すると思うので
 す。そこそこの財政措置を思い切つてとつても、
 一年間五十数億遊ばしておくとを思えば、国家
 的には私は大きな利益じゃないかと思うのです
 が、まず、その点について大臣の決意を伺いた
 いのです。

○長谷川国務大臣 お話はそのとおりでござい
 ますけれども、なかなか、このごろは地方公共団体
 の方が、つくるまでの間の交渉をして、つくつて
 も、これでよろしいかという、なかなか、それ
 でも許してくれません、いろいろな条件がさらに
 加味されてまいりまして、そういう条件等が加わ
 って、決して公団は金をもうけるためにある公団
 ではございませんので、利潤追求をしているわけ
 ではないのですけれども、どうしても、そういう
 計算が立つていく、こういうことでございませ
 ん。ですから、すぐ、それを下げたらどうかと言
 われても、どうも少し私には答弁ちょっと、しか
 ねるのですけれども、極力そういう面の工夫ので
 きる面、また地方公共でやれる面というものと国
 の方の負担でできる面と、このところはさらに区
 分をして、そして、なるべく家賃の引き下げに努
 力するようにいたします。

○瀬崎委員 そういふ一般論に解消してはいかぬ
 と思うのです。この団地は関連公共施設でい
 えば排水処理施設すら、つくつてないという団地
 として、いま言ったように、それは別に京阪に払わ
 なければいけないという負担が入居者にかかつて
 くる。別に学校をそばにつくつたわけでも何でも
 ないのです。現在、家賃の中で一番大きなコス
 トになっているのは一体、何ですか。

○有賀参考人 一概に家賃の中で何が一番かとい
 っても、その場合、建築費あるいは用地費いろい
 ろな比率もございまして、必ずしも、すべてにわ

たつて同一ではございませんけれども、最も影響
 あるのは第一番目に何かといえますと、やはり基
 本的には用地、工事ともに相当、物価が上がつて
 いるということでございます。ただ、その現状に
 立ちまして、引き下げるに当たりまして何が一番
 有効かということになりますれば、それは資金コ
 ストを下げるということだと存じます。

○瀬崎委員 この家賃の中に含まれている利子相
 当額というのは、大体どのくらいの割合になつて
 おるんですか。

○有賀参考人 物によつても違いますけれども、
 大体のところ利子相当額が四十数%ぐらいにな
 ると存じます。

○瀬崎委員 大臣、問題は結局、家賃の四十数%
 つまり半分を占める利子相当部分をどうするか、
 これが解決すれば、全部ではなくても家賃問題と
 いのは相当解決できると思うのです。いかがで
 す、大臣の御見解は。

○長谷川国務大臣 利子の方も、公団には国の方
 でも、かなりの金額を見ておりまして、利子も、
 そのままのものではなくて国の負担においても、
 かなり補っているということを申し上げられると
 思います。

○瀬崎委員 現在は、たしか家賃算定上の資金コ
 スト、年利率を五%に計算していると思うのです
 が、これはかつては四%ちょっとというふうな時
 代もあったのではないですか。

○有賀参考人 ただいまは面開発市街地住宅を除
 きまして五%、面開発市街地住宅につきましては
 四・五%ということになっております。先生御指
 摘のように、公団の当初は四・一%でございま
 した。ただし私も、この資金コスト、回収コスト
 の率につきましては、要するに家賃が中堅勤労者
 の所得と見合ひまして大体どの程度でおさめるの
 が適当かということで、現在は大体一・五ないし一
 六%のところでもって負担をしていただく、こう
 いふふうにおさめるのに、家賃が幾らの額になれ
 ばよいか、こういうことで算定いたしております
 て、そのために資金コストを幾らにする、それか

そこで、この一万七千円の内訳なんですが、公団側の説明によれば、地代相当額が一万六百四十五円、公租公課二千三十円、償却費千六十八円、管理事務費六百五十七円、これに株式会社団地サビスの維持管理費二千六百元、こういう内訳を示されました。地代相当額は5%で計算しているという話ですから、逆算しますと土地代は二百五十万ぐらいというふうに出てくるのです。一体この基礎になっている土地代は、こは幾らなんでしょうか。——時間がかかりますから、細かいことは後で一遍、知らしてもらえばいいです。これは、たしか十條製紙の土地を買ったのじゃないですかね。坪当たり四十万余りじゃないかと思うのです。だから、そうすると、どういう計算で地代相当額が一万を越すような金額になるんだろ、私には不思議なんです。これは、いま手元に資料が

なければ後で教えてほしいのです。

ここには、ちゃんと公団側の管理事務費も六百五十七円ついた上、今後の維持管理費というのが二千六百円、団地サービスの払わなければいけないことになっていきますね。これは二百二十八台収容なんです。したがって、一年間に直しますと七百十一万円の収入になるのですが、団地サービスは常駐の管理人というものを置いていくわけじゃないのです。一体どういう管理をして、この七百十一万円の経費になるのか、その説明をしてほしいのです。

○有賀参考人 先ほど地代につきまして先生五%と申しましたが、駐車場の場合、六・五%でやっております。

そこで、お尋ねの件でございますが、団地サービスは一万七千円のうち二千六百円を修繕管理費として取っておるわけでございますが、内訳としては、維持管理費に百三十五円、電灯とか水道とか、そういうものの公共料金に二百五十円、それから空車になる場合でございますので、そういうものの引当金として千五百円、それから諸経費七百五十円、こういうようなかっこうで二千六百円となっております。

○瀬崎委員 空車引当金が半分以上の千五百円も占めるとは、どういうことですか。あけておくということですか。

○有賀参考人 通常、契約が切れたりいたしまして次の契約までの間、駐車場が空き家といえますか契約がない場合でございます。現在たとえ、この王子におきましても二百二十八台ございまして約八〇%の契約状況でございます。約四十台近くの分が空いております。そんなことから全体の中で大体百分の十というものを引当金といたしております。

○瀬崎委員 大体が、この駐車場経営というのも法律で示された政令業務の一つなんです。つまり公共事業なんです。それが千五百円もの空車引当金を、言えは車を持っている人にぶっかけている、こういうことが一体、妥当なのかどうか、こ

れは一遍、検討してほしいと思う。

そこでお尋ねしたいのですが、株式会社団地サービスの、この会社のそもその目的は企業利益の確保にあるのか、それとも住民の福祉の確保にあるのか、一体どっちなんですか。

○有賀参考人 株式会社団地サービスは形式上は一応、商法上の株式会社でございますけれども、昭和三十六年に日本住宅公団法を改正いたしました。団地管理業務も行う企業体に対しては公団から投資することができるようになるということ、公団あるいは銀行、生保、損保会社等から出資いたしました創立された会社でございますので、その創立の趣旨等にかんがみまして、私どももいたしましては十分、公団住宅の管理の補助機関として機能するというふうに現在、指導してあるところでございまして、その辺につきましては、私ども公団におきましても大株主といたしまして、十分その運営方針あるいは事業計画等をチェックいたしまして、利益に走らないよう十分、指導しているところでございます。

○瀬崎委員 利益に走らないようにということ、この会社については公共性の方が重要なんだ、そういうことなんですか。

○有賀参考人 私ども住宅公団が三分の二の資本を出しておるということからいたしまして、そういった設立の趣旨にかんがみまして、実際の業務の運営に当たりましては公共性を十分、認識して運営してもらいたい、こういうことで、やっておるわけでございます。

○瀬崎委員 まさに、この業務は政令業務として、まず保育園の経営、駐車場の経営それから貸し倉庫の経営がありますね。それから委託業務として水道業務とか汚水処理業務あるいは清掃業務それから水道料金の徴収事務とか、あるいは、ごみ処理、消毒、給排水施設の維持管理等々、これはほとんど本来ならば地方自治体の行うべきような仕事を、この団地サービスがやっている。しかも公団が団地サービスに出資するに当たっては、これはちゃんと大臣の認可事項になっていると思

うのですが、この点で認可するときに、公共性というものが守られるような政府側の指導体制はとっているんでしょうか。これは政府の方に。

○山岡政府委員 毎年度、出資をいたしまして累積で二億四千万円の出資を現在までいたしておりますけれども、この団地サービスの株式会社につきましては、住宅公団が直接実施することが適当でないようなもの、公団の公的性質上、制約の多いようなもの等につきまして、一部の事業を分担してもらおうというふうなことで、つくったものでございまして、株式会社としたこと自体が、仕事の効率化とか、それから企業努力によるサービスの向上が期待されるという趣旨で、つくったものでございまして、したがって、そういう趣旨に沿うように出資金が運用できるようなことを公団にはお願いしておるわけでございます。

○瀬崎委員 それではサービスの向上に反するようなことが現にあれば、これは政府側として、それなりの是正措置を講じますね。

○山岡政府委員 実態に即しまして十分、相談したいと思っております。

○瀬崎委員 先ほど駐車料金一万七千円の内訳の説明があったわけですね。その中に千五百円の空車引当金があるということでありまして、これが一体、本当に必要な経費かどうか、それは私も、その駐車料金だけを分析したわけではないから、わからないのですが、こういう数字が出てくるのですよ。この政令業務つまり保育園と駐車場と貸し倉庫の三つです。この業務の昭和五十一年三月決算の収支を見てみますと、ここで、どれくらいの粗利益を出しているかということ。売り上げに当たります収益が十六億四千八百万円、これにかりました諸経費が九億五千五百万円、これは原価、直接経費が入っているということですね。としますと差し引き粗利益は六億九千七百万円、実に粗利益七三%、こう出てくるのです。そうすると、さっきの、わけのわからない空車引当金なども、こういう大きな利益の源泉になっているのじゃないか。利益が大き過ぎるから駐車料金などが

高くなってくるのではないかと疑問も生まれてくる。この点、直接の監督の立場にある公団として、果たして、この政令業務で、こんなに大きくもうかるものなのかどうか。どう考えているか、ひとつ答えていただきたい。

○有賀参考人 先ほど先生おっしゃられましたとおり、団地サービスのやっておる業務は三種類ないし四種類ございまして、物によりましては必ずしも、そのように利益を上げていない種類の業務もたくさんございます。そういう点で、全体で団地サービスがどの程度の収益をおさめておるかということでもって判断していきたい、こう思っております。

○瀬崎委員 政令業務の大きなもうけについての説明はできないでしょう。では他の業務はどうなっているか。受託業務ですね、さっき言った水道とか排水とか、ごみ処理とか清掃とか、こういう問題です。大体、公団から仕事を受ける場合に原価に二〇%ぐらいの粗利益をお願いしている、こう団地サービスの側は言っているわけなんです。それ自体も大きいと思うけれども、実際の数字はもっと大きいですね。売り上げに当たるものが九十八億三千二百万円、それに当たる原価が七十八億八千七百万円、粗利益が十九億四千五百万円、これは二五%の利益率です。さらに、よく問題になる補修業務があるでしょう。これは団地に入っている住民の方が、公団のペンキの塗りかえなら色の指定がうるさいとか、建具の取りかえも規定がうるさいので、どうしても指定業者に頼む、それは団地サービスを窓口にするというので、いろいろ問題を起すのですが、これも一五%程度しか粗利益は認めません、こう言いながら、実際には百五十三億二千二百万円の売り上げに対して原価百二十億八千五百万円、粗利益三十二億三千七百万円、利益率二七%。さっき、あなたは、もうかつてない部分もあるから政令業務で七三%もうけるのはやむを得ないような話を言ったけれども、どれもこれも大きくもうかっているわけですね。大体こんなにもうけていい会社なんですか。総裁どうで

す。これは総裁に答えてもらいたい。

○有賀参考人 団地サービスにつきましては、全体としての純利益は数%でございまして、そんなに上がっていると思っておりますけれども、御指摘のような、業務によりまして非常に利益が多過ぎるというものがございましたらば、今後、検討してまいりたいと存じます。

○瀬崎委員 純利益が少なく出てくるのは、結局わけのわからない一般管理費だとか、こういう会社は営業費が要するというのは不思議なんです、とに二十億か三十億かの営業費、はかに一般管理費が二十億くらいあったかな、大きいですよ。純利益も最近、急激にふえていますね。まず第一に営業収益、つまり売り上げ高の変化を見てみますと、できた昭和三十七年、このときは十月決算ですから、これを一年に直しますと三千八百万円の売り上げにすぎなかったのですよ。これが今日、二百八十九億九千二百四十万円というマンス売り上げになっているでしょう。これは成長率は一体、何倍になりますか、九百六倍ですね。たとえば昭和四十六年三月の決算から見ても、この年、九十一億の売り上げですから、やはり三倍以上に伸びているわけです。営業利益を見ても、古い資料をもらえなかったものでわかりませんが、四十六年三月の決算で一億五千万、これが今日三億六千六百万、二・四四倍でしょう。おととしと去年だけを比べても二億六千万の純利益が三億六千万に一・三八倍にふえていますね。したがって、配当も当初はゼロだったけれども、昭和四十年三月の決算から六%、四十五年の決算から八%に上げていますね。

一方、従業員数と資本金を見ても、資本金は当初三千万、昭和四十二年に三億六千万に増資して今日までふえていない。そのままだなんです。従業員の方も当初百七十四人で出発して今日、約四千四百人ほどなんです。この倍率は二十五倍ほどなんです。特に昭和四十六年ごろからは人はほとんどふえておりませんね。資本金はふやさない、人はふやさない、そして売り上げと利益だけが急成長している、ということになるならば、これは当然サービスの中身が薄くなるか、いさか商売気なつぷりの営業がふえてきているか、そういうことがなかったら、こんな数字にならないと思うのですが、いかがですか。

○有賀参考人 営業成績が御指摘のように伸びていることは事実でございますが、当初は団地サービスは政令業務とか、あるいは受託業務というので大変、人件費といいますが人手のかかるものばかり多うございましたけれども、その後、修理といいますが補修業務といいますが、そういうものが大変伸びてまいりまして、あわせて公団住宅の戸数も非常に伸びたところでございまして、そういう関係から人手の割りに営業の総売り上げが伸びてきた、こういうことでございます。

○瀬崎委員 ということは、人手も資本もかわらないトンネル業務が多くなってきたという意味じゃないですか。

しかも、こういうことも起こっているでしょう。これは千葉県の高洲二丁目団地なんです。ここでは分譲なんです、管理組合が四十九年、五十年、五十一年とずっと団地サービスに給水、清掃それから窓口業務、収納業務、植栽、造園ですね、等をやってももらったわけなんです。年間大体一千七百七十万円ほどの仕事なんです。これが年々上がってくるものだから、管理組合では植栽、つまり造園の部分だけを自主管理したい、こう申し入れた。そうすると団地サービス側いわず、これまで、それぞれの粗利益率を一五%で計算しておったけれども、植栽を抜かれるのだったら、ほかの部分の粗利益率を二〇%に上げさせてもらう、これは一種のおどかしみたいなものでしょう。こんな商売があるわけです。だから、もうかっているのです。

○有賀参考人 具体的な問題でもって不都合なこと

がございましたら、私の方から強力に指導監督いたしたいと存じます。

○瀬崎委員 ただいまの事実は管理組合の役員をしておる人から出ている話であって、これはまさに事実そのままで、詳しい数字が欲しかったら、いつでもあげますから、ぜひ是正してもらいた

い。

結局、団地サービスとしては管理組合から、してくれと言われる部分だけをすればよいのであって、自主管理しようと言っている部分までよこせとか、全部一体でなければならぬということではないのでしょうか。

○有賀参考人 これは団地サービスと管理組合の問題でございますので、私どもが余り介入する内容につきましては、管理組合と団地サービスとが話し合いをいたしまして、話し合いのまとまらない部分につきましては当然のことながら契約をしない、これは重要なことでございます。

○瀬崎委員 住宅公団は大変、団地サービスの独立性を尊重されるようなお話をされるけれども、団地サービスの役員を見ますと、専務は一人です、これは元公団理事出身で、専務は一人です、常務が四人いるのだけれども、そのうち三人まで公団御出身で、監査役は団地サービスに四人います、このうち二人は公団の役員出身で、この間、予算委員会の方で、わが党の三谷議員が、政府の高級官僚と言っては失礼だけれども、その天下り天国の一つに住宅公団があると、その指摘をしたのだけれども、今度は、その住宅公団の天下り先がこの団地サービスか、こういうことになるんじゃないですか。事実上これは住宅公団の管理部門だとしていんじゃないですか。それが会社を独立させているがために、その取引内容には余りタッチできないのだ、自主性を尊重するのだ。これでは、ふんだくられる住民の方はたまったものじゃないと思うのです。これは公団がそういうなまぬるい態度なら、当然、出資を認め

ては政府の方で、きちんと行政指導をやっている

しいと思うのです。先ほどの駐車場の料金について、それから、いまの千葉の団地の問題について答弁願います。

○山岡政府委員 確かに住宅公団の行っておりま

す任務の一部を肩がわりしておるのが団地サービスであろうと思っております。そういう意味で、そのような事態につきましては十分調べまして実態に即して措置したいと思っております。

○瀬崎委員 それと大臣にお願いしておきたいのですが、団地サービスの出資者、株主は、一番大きいのが公団ですけれども、それ以外は結局、銀行と保険会社です。これでは本当に住民サービスに徹し切れるのかどうかと思うのです。私は、こういう株主構成にも問題があると思っております。この点、一遍御検討いただきたい。

もう一つは、住宅公団そのものに管理委員会があります。この管理委員会のメンバーも、見ますと結局、委員長さんが富士銀行の相談役岩佐さんで、あと保険会社の社長さんとかが入っているわけなんです。もちろん自治体の長もいらつしやいますけれども、利用者の代表は入っていないわけです。こういう点も、もう少し構成を公正なものにしてもらって、こういう管理業務を含めて適正に行われているかどうかということが、ちゃんと内部管理されるような、そういうことも一遍、御検討いただくべきじゃないかと思うのです。いかがでしょうか。

○長谷川国務大臣 十分調べてみまして、また実態がそのとおりであるとするならば、私の方からも厳重に申しつけておきます。

○瀬崎委員 問題はかわりまして具体的なことになるのですが、これは小平市の問題です。ここにダイエーのスーパーの建設が行われようとしているわけでありまして、工事を行いますのは鹿島建設であります。問題は、この建てようとしている地域は二種住専地域なんです。面積三万八千平米、地下一階、地上四階なんです。これは、いま改正されている建築法が動き出せば当然ひっかかってくるものだと思うのですが、いかがですか。

○山岡政府委員 前国会において成立をさせていた建築基準法の改正によりますと、これは将来は禁止される建物になります。

○瀬崎委員 ただ、この建築確認の出たのは去年の八月なんですね。その限りにおいて法律に違反するものではない。けれども、この法律そのものは四十九年の第七十二国会に、すでに提案されておった。そういうことからすれば、本来、法律で規制しなければならぬ対象の建物であったというところは、その当時から大体わかるわけですね。しかも住民の側と、それから鹿島建設との間には、小平ビル——ダイエーです、建築確認については念書というものが入っております。その中で極力、強行着工は避けるということだとか、周辺住民並びに世論の動向を踏まえて円満にダイエーが退出できるように協力いたします、こういう一札を鹿島が入れているわけですね。そのように当然、改正された法律であれば禁止される建物であること、住民との間には合意をもって進めるといふ協定書が入っていること、こういうことを考えれば、建設省としても、衝突が起こって大きなトラブルに発展することは好ましいことではないと思われるから、何らかの行政指導があつてしかるべきだと思ふのですが、現在、何らかの手を打つておられれば、それを御報告いただきたいし、今後やろうとされるものがあれば、それをお答えいただきたいと思ふのです。

○山岡政府委員 鹿島、ダイエースーパーの建設計画が公表されたのは四十九年の秋だそうでございます。確認の申請は四十九年の十一月九日に出しておりますが、その後いろいろな経緯を経て五十一年の八月二十一日に確認申請はおつておるということでございます。

その間におきまして、先生おっしゃいましたような施工主からの地元の事務所に對する念書の提出、それから地元商工会に對する事前着工する場合の事前協議の約束等は、ずっとなされていくということございました。法が施行になりますのは、法律によりまして一年以内で政令で定める日となつておりますので、まだ少し時日がございまして、その間におきまして、やはり、そういうふうなトラブルは困りますので、建設省からも東京都の本庁を通じて担当事務所、最近そういう話を聞いたもので、担当事務所をいたしました。担当事務所から建築現場の事業所に、そういうふうな問題についての連絡をとりまして、その後、現場の方からは、そういうことについて、いままでの念書等については趣旨を尊重するつもりだという返答が私の方には参つております。なお、五十二年の二月二十五日でございますが、建築主の方にも直接、地元の方々がおいえたこととしまして、月が改まったら必ず同じテールで十分協議をしたいという回答をしたという報告も参つております。

本件につきましては建築確認手続については、これを了していただくものでございまして、これは当事者間の円滑な協議によりまして問題が解決することを期待しております。また、それは当事者間の誠意と努力で十分、可能ではないかとわれわれ思つておる次第でございます。

○瀬崎委員 当事者間で解決されるであろうという建設省の見通しなので、それは了としますけれども、もし、そうならない可能性が生じた場合には、これはやはり改めて建設省としても処置を検討してもらいたいと思ふのです。

最後に、これは国土庁長官にお尋ねをしておきたいと思ふのです。それは琵琶湖総合開発事業の計画見直し問題です。

この事の起りは四十九年九月になります。当時の亀岡建設大臣が、いろんな事情があつて琵琶湖総合開発が進んでおりませんし、下流と水の需給関係の問題等々、大きい問題から小さい問題全般にわたつて、やはり再検討の必要があるというので、見直しの時期に来ていると、この場で言明されたことに始まるわけなんです。

その後、見直しのやり方については、まず県の方で十分見直しの原案をつくつてくるならば、国

土庁の側としても、いろいろ相談に乗つていきましよう、できるだけ地元滋賀県の御意向を尊重する、大筋で言えば、こうなつておるわけですね。実際、滋賀県議会等でも知事は、しばしば見直しの推進を言明しておるし、見直し項目についても大体、住民に相談がかけられている。関係市町村の意見を求められている、こういう経過で来ました。

ところが、ことしに入つてから、この琵琶湖総合開発の見直しについて国土庁側は、まだ事業も十分進んでないのに、やる必要はない、もつと先になつてからやるようにというふうな指導をおろしているというふうなことで、見直し作業が一時、中断をするのではないかと情報もあるのです。そこで改めて国土庁長官が過去の政府側の答弁やいきさつを守つて、滋賀県側の案を尊重した見直し作業の相談に乗つていくのかどうか、それを尋ねておきたいのです。

○田澤國務大臣 お答えいたします。

琵琶湖総合開発計画については、もう今年で五年を迎えるわけでございます。国土庁として、この法を基礎にして事業を進めようとしていくわけでございます。ところが進めるに当たつては、環境保全というものを十分図つてまいらなければならぬ。そういう意味で滋賀県と連絡をとつて関係省庁とともに、いわゆる検討を進めておるのでございます。そこで滋賀県としては、その検討の結果、この検討が直ちに、いわゆる見直しにつながるのかということが、いろいろ困難な点があるようにございまして、さらに検討したいという意向のようでございますから、国といたしまして、さらに、これを引き続き検討してまいりたいと思つております。ただ国土庁としては、これまで貫いてまいりました、この計画について地元の意向は十分反映する、この基本的な姿勢については変わりがございません。

以上です。

○瀬崎委員 見直し作業を大きく分けますと二つになるのです。一つは、現在の琵琶湖総合開発

特別措置法の枠内で可能な計画の見直しと、もう一つは、法律改正をやらないと新たな事業が組み入れられないとか、あるいは事業をやめられないとか、あるいは特殊な規制措置が行えないというふうな問題、さらには上位計画になつてくる淀川の水資源基本計画であるとか、あるいは、これから策定されようとする三全総からみる影響するような問題、大きく分けてこの二つある。

県の考え方として、当面は法律の枠内の小さい見直しをやつて、その付記見直し事項として、つまり要望として、こういうこともやりたいから国の方で法改正なり、あるいは上位計画の方にも、ひとつ留意願いたいというふうにしていくという意図もあるのです。そういうことについては尊重して、これを受け入れて、上位計画なり関係法案の改正問題などは受けたら考慮する、こういうふうな理解をいたしたいわけですね。

○國塚政府委員 いま、お話がございましたように琵琶湖総合開発計画の内容の問題として片づけます問題と、先生いま仰せになりましたような制度上の改正と申しますか、そういった両面あることは事実だと存じます。私も、ただいま大臣からもお答えを申し上げましたように、県当局と十分打ち合わせをしながら進めておるわけでございますけれども、ただいまの段階では、まだ法律の改正云々というところまでは至っておりませんけれども、将来、法律上の措置が必要だということがあり得る場合には十分検討する必要があるかと考えております。

○瀬崎委員 もう一点だけあります。

もとへ戻りまして建設省の問題になります。まず、先ほどの王子五丁目の団地で、これは家賃とか、そういうものではないです。騒音の問題です。去年の六月に騒音が激しいというので公団の方で調査されました。その結果はいただいてるわけでありまして、これで言えることは、騒音規制法十七条一項の規定に基づく要請基準というのですか、これの住居地域をとつた場合には、中央値では超えているものはないけれども、最高

値をとりますと、やはり夜間あたりで、そこそこ超えてくるものが出てくる。その要請基準の商業地域をとれば、これは最高値をとってみても、ほぼ要請基準内だ、傾向としてそうなんですね。しかし、もう一つ騒音に係る環境基準というものが閣議で決定されていますね。あれは、おたくの資料には載せてないのですが、これと比較したらどうなるか。その場合の住居地域と比較しますと、これはもう中央値で、昼間を除けば朝、夕、夜、ほとんど全部ひかかってきています。超えています。この環境基準のBを採用した場合でも、やはり夜は中央値でもほとんど超えてくるし、最高値なら、もう各時間帯とも超えてくる。こういう点から見て、私はやはり、これは対策を必要とする騒音公害ではないか、こう思うわけです。この点について公団が一体どう考えているのか、どういう対策をとろうとしているのかということ、を、まずお尋ねしたい。

○有賀参考人 この団地につきまして、昨年六月、数日にわたりまして騒音の調査をいたしました結果でございますが、先ほどの先生のお話にもございましたように、中央値では騒音の要請基準を上回っているものはない状況でございます。

音につきましては、瞬間的に非常に高い音が出たり、あるいは低い音が出たりということ、その上限、下限につきましても上の方五%、下の方五%というものを切つて数値を出しているようにございますが、この騒音規制法十七条の基準につきましては、測定値は中央値で行うということになっておりますので、私もといたしましては、この要請基準では以内にあるというふうに考えておるわけでございます。ちなみに、先ほど先生が申されました商業地域については、もちろんでございますけれども、住宅地域といたしましては要請基準の範囲内にある、こういうふうに考えております。

なお環境基準につきましては、御指摘のとおり、もつとずっと低い数値でございますので、その中央値といたしまして、道路におきましては

当然それを出ておるわけでございます。

これはまあ私どもというよりは、むしろ道路の管理の方の問題であらうと存じますけれども、私も公団住宅を管理する立場からいたしまして、住宅を静かな住みよい環境の中に置くということは常に考えていかなければならないことでございまして、私も、この団地をつくるにあたりましては最初から防音サッシを施しまして、この防音サッシによりまして騒音を低下させ、この環境基準の中央値の範囲内におさめるようにいたしております。

○瀬崎委員 その防音サッシとやらを閉めても、そう変わらないというのが、この数字、測定値に出てくるわけですね。したがって、これが最後ですが、一応、住民側の希望として、道路側を二重窓にしてほしいということが一つ。それからもう一つは、後ろの方の号棟にも空いた部屋があるそう。あるいは入れかわりで空くことがある。こういうときに現在、道路側に入居している人を優先的に移してもらえないか、こういう希望があるのです。この点は一遍、研究してみたいと思います。

○有賀参考人 私どもといたしましては、先ほど申し上げましたように一応、防音サッシでもって規定の数値内におさめるようにいたしておりますので、これで十分であろうと考えておりますけれども、音に対するいろいろな影響といえますのは、人によって個人差もございまして、相当程度の音でも影響をこうむらないこともございまして、医師の診断書等によりまして、相当、影響があるというふうな特異な件につきましては、他の住宅に優先的に変更するというようなことも考えてみたいと思っております。

○北側委員長 甘利正君。

○甘利委員 御期待に沿えないかもしれませんが、ひとつ、ややきめ細かに聞かしていただきたいと思ひます。

国土法の三本の柱といひますと、土地利用基本

計画を定めること、土地の取引の制限をすること、遊休地に関する措置、いずれも知事ということでございますが、ことに二本目の土地取引の制限については、かなり力が入っていると思うわけでありまして、なぜならば、知事は全く抜き打ち的に規制地域の指定をすることができ、規制地域に指定されたところは現在でございますが、指定されまして、あらゆる取引が許可でございまして、から、行政が取引の価額に全く介入してくる、こういうこととございまして、ここに一番力が入っていると思ひます。

そこで、この国土法が生まれる前に、地価は昭和四十年から四十八年の間に三・四倍と、上昇の一途をたどつておるわけです。そして四十七年、四十八年はともに三〇%の上昇ということとございまして、まさに売り手市場であった、こう言われるわけでございます。そこで、いまの地価、いまの取引について、ひとつ長官と私とでレベルを合わしていきたくと思ひます。

現在、企業等が持つておる土地で庶民の住宅に分譲するには価額が合わないというふうなところは、どのくらいの値段かと申しますと、公示価格の一〇%引きでよろしいから売りたいと言つておるが、なかなか買手がいない、これが実情なんでしょう。ところが反面、規制を受けない数十坪あるいは百数十坪、場合によりまして二百九十九坪、こういうような土地には買手が殺到しておるという状況でございます。そうして古家を取り片づけて二戸建てにして売っている、こういうような実情でございますから、ここに集中してきておるということとございまして。

それからもう一つ、市街化区域で速やかに市街化、都市化を図らなければならぬというふうな農地等でございますが、これも価額にして二千万あるいは二千万五百万までぐらいいのところでございまして、ある程度、取引も成り立つわけでございまして、それより金額が多くなりまして五千万、七

千万等となりますと、御承知のように四分の三課税でございますから売り手がない、こういうこととでございます。値段は高くないけれども素地がない、こういうような状況でございますが、こういう点でレベルが合うかどうかということとございまして、まずレベルの問題はそれといたしまして、次に、まず第一に二点質問いたしますから、焦点についてお答え願ひたいと思ひます。

国土利用全国計画を基本として県計画の策定と並行して県の土地利用基本計画の見直しを行うということとございまして、この点につきましては県計画がない今日、県の土地利用基本計画は暫定的なものでございまして、県計画ができると同時に確定されるという手段であるわけでございまして、単にそれだけのものなのか。五つの内容について大幅な見直しをする、こういうことなのか。見直しをするのか、単に暫定が確定になるのか、その焦点だけ、ひとつ、ここでお答えを願ひたいと思ひます。

次に、国土利用全国計画及び第三次全国総合開発計画に基づき都道府県計画、市町村計画の策定を指導し、必要に応じて、国土利用全国計画の見直しを行う、こういうこととございまして、これは列島改造はもはや過去のものなんだ、地域改造でいくんだという思想なのかどうなのか、これもこの焦点だけ、ひとつお答え願ひたいわけでございまして。お願ひいたします。

○松本(作)政府委員 ただいまの最初の御質問の土地利用基本計画の見直しについてお答えいたします。

土地利用基本計画は、お話のように現在、暫定的な色彩を持つておりますので、県の国土利用計画ができることと合わせたいということが一つ。それからもう一つは、ただいま、お話がありましたように地域の実態等を勘案いたしまして、特に土地利用基本計画が非常に五地域の重複部分が多くなつておりますので、その辺の調整も図つていきたいというふうに考えております。

○甘利委員 若干、焦点が合いませんけれども、

次に進みます。

適正な土地利用の促進のために土地利用基本計画がつくられ、農業地域が定められる、これはよろしゅうございませぬ。ところで、この農業地域においては食糧の生産がある。いまや食糧は、行政が国民の嗜好、食生活に介入してまでも米の無制限増産をやらなければならぬというような事態になるのかもしれない、こういうことでございませぬ。そういう事態を認識の上で、それは農林省だと言われるかもしれませんが、いろいろな問題としては、むずかしい問題がありまして、農業地域に耕作放棄地が幾らあるのか、その他の地域に耕作放棄地が幾らあるのか、だが、どんな状態でも所有しているのか等々、問題は非常に多いと思ひまして、農林省これに取り組んでおりますが、農地法の関係、都市計画法等の関係もありまして、これこそ内閣、政府がこれらの問題に取り組んで、農業用地の中の少なくとも耕作放棄地というものを解消して総生産に動員する、これだけの決意がおりになるかどうか、これをお聞きしたいと思ひます。

○田澤國務大臣 お答えいたします。

土地政策については先生御案内のように、国土利用法に基づいて一定規模以上の土地の取引については、その目的だとか価格だとかを内容的に吟味して、それで土地の安定を図る。いま一つは、先生、先ほど御指摘のありましたように非常に取引の激しいところ、あるいはまた投機的な取引が行われるところ、あるいはまた地価がどうも高くなる可能性のあるところ、あるいはまた規制地域に指定いたしましたところ、そこで許可制をつくりまして、そこで一定期間、地価を固定させることができる。これは実施しておりませんけれども、そういう方法をとっておるわけでございまして、他の二千平方メートル以下の土地を一体どうするかというところになりますと、それは農地法については農振法あるいは農地法にのっとっている。あるいはまた都市の部分については都市計画法あるいはまた建築基準法にのっとる、森林地域につ

いては森林法にのっとる、環境保全については自然環境保全法にのっとって、それぞれ管理していただいております。その全体を私たちがどう見ると言えども、常に地価公示でもって地価の動きを監視しつつ地価の安定を図っているというのが現状なんでございませぬ。

○甘利委員 次に、地価安定化と公共負担について私なりにお尋ねしたいと思ひます。

土地は、まず所有者から開発業者に、そして消費者に、こういうふうに移るわけでございませぬが、第一の段階で二千平米以上は届け出なければならぬということでございます。ここで行政が土地の値段に介入して行くわけでございませぬが、いまの地価情勢下においては著しく適正価格を超えるような価格がございませぬので、ここにおいては、ほとんど問題がないというのが実情でございます。ところが次の段階、ユーズにいくという次の段階で行政指導を受けると、地価が極端に高くなつてまいります。

この実情について申し上げますならば、まず業者は、あらゆる法律の許可を得なければならぬ。場合によると十を超えるような法律の許可が必要になつてまいります。そのために少なくとも土地を買って代金を払って一年、二年かかるということがないとは、どうも申し上げにくいわけでございまして、こうなつてまいりますと小さい業者では、会社経営の経費をして金利負担等でございますから大変、土地が高くなつてまいります。そうして、その法律の許可をとって今度は行政指導を受けるという段階になりまして、その行政指導の一部についてだけ私が申し上げてみますと、道路の連係上、工区外の道路についても業者の負担でやる、こういうことでございませぬ。排水路は排水可能のところまで業者の負担。海が近いところはいいですが、太平洋に遠いところは大変なんです。そういうことになるわけでございませぬ。そしてその区域内に河川があつて、その河川に改修計画があるときには業者の負担で改修をしなければならぬ。

ばならぬ。排水等の問題で第三者紛争が起こった場合には、すべて、これは当事者が解決しなければならぬ、こういうことなんです。そして小学校の用地は一定基準において寄付をしなければならぬ。義務教育無償というのは、やっぱり授業料を取れないだけだということ、ここから出てくるわけでございませぬが、それだけではございませぬ。下水路及び公共下水道整備費、清掃整備費、消防整備費等が取られるわけでございませぬ。さらに、それだけではなく、まだ公民館とか、いろいろな公益公共施設の整備費負担というものがかかつてまいるので、大変、価格は高くなつてまいるわけでございませぬ。

そうすると行政が介入できるのはオーナーからデベロッパーまでであつて、デベロッパーからユーズという点については行政は価格に介入できないで、これはながめていけばよろしいんだ、こういうことになるのかどうか。そうじゃないんだとするならば問題は、どういうふうな解決されるのかということでございます。そして、今度はどうなるかと申しますと、多くの場合、五百平米以下は、この負担はないわけでございませぬから、ここにやはり殺到があるというわけでございまして、地価は別な意味において、消費者の手に渡るときには高くなつてまいらうというのが実態でございますが、こういう点について、私の説明が時間の関係で足りないかもしれません、また後の機会で具体的な例で説明してもよろしゅうございませぬが、私にちょっとレベルを合わせていただきた。

次に遊休地に関する措置についてでございますが、昭和四十四年一月一日以降、沖縄の場合は違ひますが、契約の土地について二年間は同じに取り扱ふことができたということですね。二年間過ぎちゃったから、もうできないでしよう。そうじゃないでしようか。法律では削られたわけですから、そこはできない。できるということはあつても、むだなんですから、できない、時効ですから。そ

ういうことになつておるわけでございませぬが、その点よく知りませぬので、これはできたら御説明をお願いしたいと思います。そして、この遊休地の中に「有効かつ適切な利用を確保すべき土地」ということがあるけれども、これはどんな土地なんだろうかと云ふことです。

それから次の点については、四十四年一月一日以降契約の未利用地がどのくらいあるかということ、この中に遊休地がどのくらいあるのか。そして、この膨大な未利用地はもう法律のもとに、国土計画法のもとに置き去りにされてしまふんではなからうかと私は思うが、それは間違いかどうか。もう少しで終わりますから、それをやつてください。

○松本(作)政府委員 ただいまの御質問の二つの点についてお答えいたします。

最初の公共公益負担との関連でございませぬが、ただいまの御質問では、いわゆる造成のための用地を購入する段階では国土法の適用があるけれども、それを売る段階では適用がないのではないかと云うお話がございましたが、実は、それもあつたわけでございませぬ。ということ、一つ一つの区画は二千平米以下でございまして、一団の土地として、その基準以上になりますと国土法の対象になりますので、国土法の対象にいたしております。それで、その場合には個々の区画ごとに届け出を受けるということ、いろいろと複雑でございますので、いわゆる事前確認制度ということ、その審査を県が一括して事前に行つたしまして、それにパスしたものを認めるといふ形になつておりますので、届け出と同じように分譲地の販売の場合も国土法の対象になるということでございませぬ。

ただ、その場合に、いま、お話がありましたように非常に公共公益負担が重くなるという問題がありますので、この点につきましては主として建設省の行政所管でございませぬが、国土庁といたしまして、こういうふうな土地の転換が円滑にいきますために、特に市町村を中心といたしまして

制、制限だらう。これを使っているのが小零細業者が非常に多いものだから、直ちに、それが来るんじゃないかといって大変、心配しておるようです。それから、これらの点、心配している者がうんといふんだという点をひとつ、しっかりと受けとめてもらいたいと思います。

○田澤國務大臣 お答えいたします。

水の需給に關する現状は非常に厳しいということはお察し内のおりでございます。ですから、私たちがはたしてダムによる水の供給というものを、まず第一に考えておる。それからもう一つは、やはり地下水というものは非常に経済的でございまして、それだけに、いままでも非常に多く利用されておるわけでございます。ですが、ただいま御指摘のいわゆる地盤沈下という問題が出てまいりましたので、これについては関係省庁と連絡をとりながら、新たな規制のための立法を、いま考えておるところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○甘利委員 終わります。

○北側委員長 次に、去る二月十九日本委員会に付託されました内閣提出、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、提案理由の説明を聴取いたします。長谷川建設大臣。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○長谷川國務大臣 ただいま議題となりました治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

政府におきましては、現行の治山治水緊急措置

法に基づき、昭和四十七年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定し、これにより治山治水事業の計画的な実施を進めてまいりました。

現行の五カ年計画は、昭和五十一年度をもって終了いたしますが、一方、国土の利用、開発の著しい進展に伴い、山地及び河川流域において、しばしば激甚な災害が発生するとともに、各種用水の不足が深刻化し、治山治水事業を一層強力に推進する必要があると見ております。

このような情勢に対処するためには、現行の五カ年計画に引き続き昭和五十一年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定することにより、これらの事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図る必要があります。

以上がこの法律案を提出した理由であります。次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

第一に、ただいま申し上げましたとおり、現行の五カ年計画に引き続き、昭和五十一年度を初年度とする治山事業五カ年計画及び治水事業五カ年計画を策定することといたしました。

第二に、昭和五十一年度より国の補助事業として実施しております準用河川に關する事業を治水事業五カ年計画の対象となる治水事業に追加するとともに、この事業に關する経理を治水特別会計において行うよう、あわせて改正することといたしました。

以上がこの法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○北側委員長 以上で提案理由の説明聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。
次回回は、来る四日金曜日午前十時理事會、午前十時三十分委員會を開くこととし、本日は、これにて散會いたします。

午後五時二十五分散會

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案
治山治水緊急措置法(昭和三十一年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「補助するもの」の下に、市町村長が施行し、かつ、これに要する費用の一部を國が補助するもの」を加え、同項第一号中「河川」の下に「(同法第百條の規定により同法の二級河川に關する規定が準用される河川を含む。)」を加える。

第三條第一項中「きいて」を「聴いて」に、「昭和四十七年度」を「昭和五十一年度」に改める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

(国有林野事業特別会計法の一部改正)

2 国有林野事業特別会計法(昭和二十二年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
附則に次の一條を加える。

第十條 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)による改正前の治山治水緊急措置法第三條に規定する治山事業五箇年計画に係る直轄治山事業で既に施行したもの又は当該計画に係る同法第二條の治山事業で都道府県若しくは都道府県知事が施行するものに要する費用について國が既に交付した決定をした補助金等の交付(昭和五十一年度以前の年度のこの會計の予算で昭和五十一年度以後の年度に繰り越したもののにより施行する直轄治山事業又は当該繰り越した予算による補助金等の交付を含む。)は、それぞれ第一條第三項第一号に規定する直轄治山事業又は同項第二号に規定する補助金等の交付に含まれるものとする。

(治水特別会計法の一部改正)

3 治水特別会計法(昭和三十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項第三号中「補助金の交付」の下に「及び同條第二項第一号に掲げる事業同條第三項の規定に該当するものを除く。」で市町村長が施行するものに係る補助金の交付」を加える。

附則中第二十七項を第二十八項とし、第二十四項から第二十六項までを一項ずつ繰り下げ、第二十三項の次に次の一項を加える。

24 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)による改正前の治山治水緊急措置法第三條に規定する治水事業五箇年計画に係る直轄治水事業及び多目的ダム建設工事で既に施行したもの(昭和五十一年度以前の年度のこの會計の予算で昭和五十一年度以後の年度に繰り越したもののにより施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む。)は、それぞれ第一條第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

(治水特別会計法の一部改正に伴う経過措置)
4 前項の規定による改正後の治水特別会計法第一條第二項第三号の規定中治山治水緊急措置法第二條第二項第一号に掲げる事業で市町村長が施行するものに係る部分は、昭和五十一年度の予算から適用する。

理由

治山治水事業を緊急かつ計画的に実施して国土の保全と開発を図るため、新たに昭和五十一年度を初年度とする治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画を決定することとするとともに、治水事業五箇年計画の対象となる治水事業に準用河川に關する事業を追加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建設委員會議録第一号中正誤

ベシ 段 行 誤

ハニ六 するよりに

するに

正

二 四 元 通過六通

通過交通

昭和五十二年三月十日印刷

昭和五十二年三月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局